

令和3年第1回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

おいらせ町議会 令和3年第1回定例会記録

おいらせ町議会 令和3年第1回定例会記録				
招集年月日	令和3年3月9日(火)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和3年3月9日 午前10時00分 議長宣告			
散 会	令和3年3月9日 午後 4時47分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	佐々木 勝	2 番	澤 上 勝
	3 番	馬 場 正 治	4 番	澤 上 訓
	5 番	木 村 忠 一	6 番	田 中 正 一
	7 番	日野口 和 子	8 番	平 野 敏 彦
	9 番	沼 端 務	10 番	吉 村 敏 文
	11 番	澤 頭 好 孝	12 番	柏 崎 利 信
	13 番	西 館 芳 信	14 番	松 林 義 光
	15 番	學 山 忠	16 番	西 館 秀 雄
不応招議員	なし			
出席議員	16名			
地方自治法 第121条の規定により説明のため出席した者の 職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	西 館 道 幸	政 策 推 進 課 長	柏 崎 勝 徳
	財 政 管 財 課 長	岡 本 啓 一	ま ち づ く り 防 災 課 長	成 田 光 寿
	税 務 課 長	福 田 輝 雄	町 民 課 長	澤 頭 則 光
	保 健 こ ど も 課 長	小 向 正 志	介 護 福 祉 課 長	田 中 淳 也
	農 林 水 産 課 長	三 村 俊 介	商 工 観 光 課 長	久 保 田 優 治
	地 域 整 備 課 長	泉 山 裕 一	会 計 管 理 者	佐 々 木 拓 仁
	病 院 事 務 長	田 中 貴 重	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	柏 崎 和 紀	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	松 山 公 士
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	西 館 道 幸	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 村 俊 介
	監 査 委 員 事 務 局 長	赤 坂 千 敏		

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	赤坂千敏	事務局 次長	高橋勝江
	主任主査	袴田光雄		
提出議案の題目	1 報告第1号	専決処分の報告について（木ノ下小学校講堂天井改修工事請負契約の一部変更契約の締結について）		
	2 承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度おいらせ町一般会計補正予算（第8号）について）		
	3 承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度おいらせ町一般会計補正予算（第9号）について）		
	4 承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度おいらせ町一般会計補正予算（第10号）について）		
	5 諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて		
	6 議案第1号	おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて		
	7 議案第2号	おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて		
	8 議案第3号	おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて		
	9 議案第4号	おいらせ町甲洋・下田小学校区子育て世代定住助成金交付条例の制定について		
	10 議案第5号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について		
	11 議案第6号	おいらせ町特定用途制限地域に関する条例の制定について		
	12 議案第7号	おいらせ町都市計画区域の指定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について		
	13 議案第8号	おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について		
	14 議案第9号	おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について		
	15 議案第10号	おいらせ町ハートピア基金条例の一部を改正する条例について		
	16 議案第11号	おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について		
	17 議案第12号	おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について		
	18 議案第13号	おいらせ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について		
	19 議案第14号	おいらせ町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について		
	20 議案第15号	おいらせ町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について		
	21 議案第16号	新町建設計画の一部変更について		
	22 議案第17号	財産の無償譲渡について		
	23 議案第18号	町道の路線認定について		
	24 議案第19号	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について		

	25 議案第20号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
	議員提出 議案の題目
開 議	午前10時00分
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。
	3 番 馬 場 正 治 議 員
	4 番 澤 上 訓 議 員

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開議宣告	事務局長 (赤坂千敏君)	<p>おはようございます。</p> <p>議場内の皆様をお願い申し上げます。</p> <p>議場内では携帯電話やスマホの電源を切るかマナーモードに設定くださるようお願いいたします。</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p> <p>ご着席ください。</p>
	西館議長	<p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時00分)</p>
当局の説明	西館議長	<p>日程第1、報告第1号、専決処分の報告について(木ノ下小学校講堂天井改修工事請負契約の一部変更契約の締結について)を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>学務課長。</p>
	学務課長 (柏崎和紀君)	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、報告第1号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の1ページ、2ページをご覧ください。</p> <p>本件は、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について、第3号アの規定により議会の議決を経て工事請負契約をした木ノ下小学校講堂天井改修工事において請負金額の100分の3の範囲内で変更する契約締結のため、去る2月18日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その内容につきましては、天井部へのアンカーボルト打ち込み作業の追加により契約金額を30万8,000円増額し、変更後の契約金額を4,584万8,000円としたものであります。</p>

質疑	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>そこは適切に設計をし直して、こういった形で変更契約しましょうという形になったのでご理解いただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>8番。</p> <p>現場的な部分では設計段階で確認できなかったということですが、実際に設計するときはその現場を確認してからやるべきじゃなかったんですか。作業手順がちょっと狂っているのが一つと、それとこのぐらいの額だったら普通サービス工事で私はできるんじゃないかと思うんですよ、全体的な部分でいって。すべからく業者と設計業者の部分だけで進めてきたなという思いがありますけれども、普通の土木工事だのそういうんだったら私はこれはサービスでできているんじゃないかと、今までの経過を見ますと。何で建物はこういうのが少額な部分でも交渉して詰められないのかな。財源がない、財源がないと言いながらこういう努力というのが足りないんじゃないですか。町長どう思いますか。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>今ご指摘のとおりだと思いますけれども、ただ、公共事業というのはやはり一般の個人の注文者と違って、手続を踏んでやっているということでこういう結果になったのかなと思っておりますけれども、以後そういう部分では、何といたしますか、直接私との交渉になればそういう部分で、言葉が適切かどうか分かりませんが、値切るあるいはサービスをお願いできるかもしれませんけれども、担当の事務手続は規則にのっとりした手続をしたのでこういう結果になったのかなと思っております。以後気をつけると思いますか、これからは少しそういう部分では交渉しながら、お願いしながら減額できる部分は減額していきたいと思っております。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>2番</p>	<p>ほかにごございませんか。</p> <p>2番、澤上 勝議員。</p> <p>今のやり取りの件でちょっと私が疑問を感じるのは、サービスす</p>

	(澤上 勝君)	<p>るということは業者に借りができることになりますので、そういうことはいかなものかなと、私が一般的に考えたときですね。これからずっと何回もいろいろな仕事があろうかと思えますけれども、やはりそういう部分は、大っぴらにしてそういう会話をするのはいかなものかなと私は今聞いていて疑問を感じました。これは業者と行政の立場でありますから、正式な入札をしてやっている部分でありますから、一つはそれを思います。</p> <p>もう一つは、これは第一体育館、第二体育館のどちらの体育館ですか。</p>
答弁	西館議長	学務課長。
	学務課長 (柏崎和紀君)	第一体育館になります。
質疑	西館議長	2番。
	2番 (澤上 勝君)	<p>第一。この前、父兄の方々から聞いたら、第一体育館ということで、古い体育館ですよ。LEDになったということで、大変ありがとうございますという言葉聞いていますので、その報告をしておきます。</p> <p>以上。</p>
質疑	西館議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p>
	13番 (西館芳信君)	<p>今、8番議員、2番議員の話聞いて、それぞれもっともだなど思ったわけなんですけれども、やはり一番というか、基本は、何でそうなったのかなということで、工事の手續あるいはそれに何で傷が生じた、瑕疵が生じたのか、それに対する責任がどうなっているのか、両者ですね、建築士が悪いのか、あるいはそれ以降が悪いのか、過失の所在をちゃんとそれはおのずと結論は出てくる話だと思うんですけども、その点は担当はどう考えていますか。</p>
	西館議長	学務課長。

<p>答弁</p>	<p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>当初、設計時点ではこれは天井を削いでみないと分からない状況であったと。設計書にもそこまではなかなか明記されていない、その角度ですね、ボルトの打ち込みの角度まで明記されていないので、あくまで天井を削いでみて初めて分かったということですので、なかなか判断が難しかったと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第1号を終わります。</p> <p>日程第2、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて(令和2年度おいらせ町一般会計補正予算(第8号)について)を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>おはようございます。</p> <p>それでは、承認第1号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は3ページから6ページになります。</p> <p>本件は、既定予算の総額に6,000万円を追加し、予算の総額を138億7,542万2,000円としたもので、去る12月22日付で専決処分を行ったものです。</p> <p>歳入歳出の内容についてご説明いたします。</p> <p>別冊の令和2年度一般会計補正予算(第8号)に関する説明書(令和2年12月22日専決)をご用意ください。</p> <p>こちらの4ページをご覧ください。</p> <p>4ページには、歳出の内容ですが、降雪により除雪経費の不足が確実視されたことから、今後の見込みを精査し、8款2項3目除雪対策費の12節、除雪作業委託料を増額したものです。</p> <p>ページが戻ります。3ページをご覧ください。</p> <p>歳入の内容ですが、19款2項1目財政調整基金繰入金は歳出予</p>

		<p>算の財源として計上したものです。</p> <p>なお、この予算補正につきまして、議会を招集する時間的猶予がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により町長の専決処分とさせていただいたものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより歳入歳出全般の質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>一般会計補正予算(第8号)に関する説明書3ページから4ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p> <p>どどこというわけじゃないんですけども、本件に関しましては除雪対策費の不足ということでしたけれども、承認のための参考、それから後学のために教えてほしいんですが、豪雪というか、雪がちょっと降ればですね、政府自民党は例年ですと緊急の除雪対策費ということで動いてくれて、各自治体ごとに割当てがあつて、上北郡だったら上北郡、六戸町は幾ら幾らですよ、おいらせ町はこれこれですと、青森市あたりは飛び抜けていると思うんですけども。いかがでしょうか、今年あたりそういう措置はありましたでしょうか。もしあったとしたら、若干、上北郡あたりの状況を教えていただければと思います。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (泉山裕一君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>今回出しております3月の補正予算の歳入のところになります。そちらに雪寒道路除雪対策事業費補助金ということで400万8,000円が出ております。こちらが急遽、今年かなり日本全国的に豪雪だったということで、国が補助事業の要望をいたしましたので、当町もエントリーした結果、400万円ほど今回内示が来たという形、全体的な金額からいきますとかなり少ないですけども、それは多分国全体で配分したものと思われます。</p> <p>以上になります。(「了解」の声あり)</p>

質疑	西館議長 8番 (平野敏彦君)	ほかに。 8番、平野敏彦議員。 今の補正もそうですけれども、全般的に豪雪による除雪回数が増え、さらに金額も相当額になっていますけれども、これらは町がすべからく負担する財源の補填として、国の特別交付税はそういう措置があると思うんですけれども、総体的に何%ぐらい特別交付税で補填されているのか、確認をしておきます。
答弁	西館議長 財政管財課長 (岡本啓一君)	財政管財課長。 お答えします。 除雪費につきましては、議員ご指摘のように特別交付税で措置されるものもありますし、普通交付税で措置されている部分もございます。普通交付税につきましては大体およそ5,000万円ほど、これは毎年措置されているものでございます。それから、実支出額に応じて見られる経費については特別交付税で措置されるという仕組みになっております。 ちなみに、特別交付税で措置されるものは、およそ実費の半額であったり、もう一つ計算式があるんですけれども、そういった感じで、全額ではありませんが、一部について特別交付税を見ているということでもあります。 なお、総額に対する交付税措置の割合につきましては、大まかに7割から8割程度と認識しております。 以上です。
	西館議長 (議員席) 西館議長 (議員席) 西館議長	ほかにございせんか。 **なしの声** なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で本件についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。 **なしの声** なしと認め、討論を終わります。

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p>これから承認第1号について採決をいたします。</p> <p>本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第3、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて(令和2年度おいらせ町一般会計補正予算(第9号)について)を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p>
	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>それでは、承認第2号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は7ページから10ページになります。</p> <p>本件は、既定予算の総額に4,178万3,000円を追加し、予算の総額を139億1,720万5,000円としたもので、去る2月4日付で専決処分を行ったものです。</p> <p>歳入歳出の内容についてご説明いたします。</p> <p>別冊の令和2年度一般会計補正予算(第9号)に関する説明書(令和3年2月4日専決)をご用意ください。</p> <p>こちらの4ページをご覧ください。</p> <p>主な歳出の内容ですが、降雪によりさらなる除雪経費の不足が見込まれたため、その後の見込みを精査しまして、3款1項3目高齢者福祉費の12節、軽度生活援助事業委託料68万3,000円を増額し、また8款2項3目除雪対策費の12節、除雪作業委託料を4,000万円増額したのになります。</p> <p>ページが戻りまして、3ページをご覧ください。</p> <p>歳入の内容ですが、19款2項1目財政調整基金繰入金4,118万3,000円の増額は予算の財源調整のため計上し、また4目地域福祉基金繰入金60万円の増額は歳出の軽度生活援助事業委託料に充てるため計上したものです。</p> <p>次に、5ページをご覧ください。</p> <p>給与費明細書は、人件費に係る今回の補正予算を反映したものです。</p> <p>なお、この予算補正につきまして、議会を招集する時間的猶予が</p>

		<p>なかったため、地方自治法第179条第1項の規定により町長の専決処分とさせていただいたものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより歳入歳出全般の質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。給与費明細書も含めます。</p> <p>一般会計補正予算（第9号）に関する説明書3ページから5ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p>
	8番 (平野敏彦君)	<p>4ページのところで1点だけお願いします。</p> <p>委託料があります。軽度生活援助事業委託料、これはどこに委託になるか、内容をお知らせいただきます。</p>
答弁	西館議長	<p>介護福祉課長。</p>
	介護福祉課長 (田中淳也君)	<p>お答えします。</p> <p>軽度生活援助事業委託の中の除雪対策の委託になりますけれども、これにつきましてはシルバー人材センターへ委託しております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長	<p>8番。</p>
	8番 (平野敏彦君)	<p>シルバーに委託して、そうすると例えば高齢者世帯とか要請があった世帯とかということになるのか、それとも施設になるんですか、もう1点お願いします。</p>
答弁	西館議長	<p>介護福祉課長。</p>
	介護福祉課長 (田中淳也君)	<p>お答えいたします。</p> <p>軽度生活援助事業委託につきましては、あらかじめ登録になりますけれども、対象者といたしましては65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯もしくは障害者であって自分で除雪が困難</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>な方を対象として登録をして、あらかじめシルバーにもその旨を連絡して、15センチ以上になれば除雪をするという委託内容になっております。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>事前登録しなければ、そうすると今言った説明されている障害者とか高齢者の世帯、今年みたいな豪雪は今までなかったわけで、大体自力で一生懸命頑張って除雪している人があったんですけども、今年はどうにもできないという、私のところにも電話ありまして、町の除雪車も入ってこないしという連絡あったんですけども、何かいい方法がないのかなと思っていて、今聞いて、なるほど、じゃあ事前に登録しておけば町が対応してくれるんだなというのであれば、私も説明がつかますし、もっとここをPRしてもらえればよかったんじゃないかなと思います。というのは、これからまた、豪雪はそうないと思いますけれども、もしあるようであれば、ぜひこの制度をもう少しPRしてやってもらったほうが町民も安心して行政に頼めると思いますので、ぜひこの辺PR方、徹底してもらえるように要望しておきます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>2番、澤上 勝議員。</p> <p>除雪の件でありますけれども、2回ほど補正をして1億円ほど増額になっております。例年のない豪雪であったのは確かであろうと思いますけれども、除雪がお粗末だったという感じがしています。かなり私のところにも電話も来たり、私も現場に行き、特にマエダ道路、あの幹線の除雪が行き届いていない、わだちになったりしていましたし、中学校のところも車が往来できない状況にあった。そのときはそれでいいんですけども、何日もそれが1週間も現場がそういう現場になっているんですよね。そういうのはやはり見られるので、せっかく増額したので、それなりに除雪をして、交通の安全対策になるようにしていただきたいということ、これは来年に</p>

答弁		<p>向けてでありますけれども、お願いをしておきます。</p> <p>あと、一般の方が役場に除雪のお願いをするに電話したら、対応が悪過ぎるという話が聞こえていました。コメントも中身もらっていますけれども、それはさておいて、その辺も重々気をつけていただければということで、お願いをしておきます。</p> <p>以上。</p>
	西館議長	<p>地域整備課長。</p>
	地域整備課長 (泉山裕一君)	<p>除雪の程度に関してみれば、今年、私が思うほど戦力になりましたので、課員は頑張りましたけれども、その辺が私も反省する点だなと思っております。今後に向けて、今回のいろいろ反省する点は来年度以降に向けて当課も取り組んでいきたいと思えます。</p> <p>対応の件に関してみれば、大変申し訳ございません。私も一度電話を受けております、対応が悪いということで。そのときは課員にも指導させていただきました。今後もそのような対応等で苦情がございましたら、ぜひまた課に声を届けていただければと思います。</p> <p>以上になります。</p>
	西館議長 (議員席)	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。</p> <p>以上で本件についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから承認第2号について採決をいたします。</p> <p>本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	西館議長	<p>日程第4、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(令和2年度おいらせ町一般会計補正予算(第10号)について)を議</p>

<p>当局の説明</p>	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>それでは、承認第3号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は11ページから14ページになります。</p> <p>本件は、既定予算の総額に1,706万2,000円を追加し、予算の総額を139億3,426万7,000円としたもので、去る2月10日付で専決処分を行ったものです。</p> <p>歳入歳出の内容についてご説明いたします。</p> <p>別冊の令和2年度一般会計補正予算(第10号)に関する説明書(令和3年2月10日専決)をご用意ください。</p> <p>まず主な歳出の内容についてご説明します。</p> <p>こちらの4ページをご覧ください。</p> <p>4款1項2目予防費の12節、新型コロナウイルスワクチン接種用コールセンター等業務委託料437万3,000円の追加は、ワクチン接種の問合せや受付など総合窓口業務を委託するため計上したものです。</p> <p>次に、新型コロナウイルスワクチン接種用クーポン券印刷等委託料405万4,000円の追加は、ワクチン接種対象者へ送付するクーポン券の印刷及び封かん業務を委託するため計上したものです。</p> <p>次に、新型コロナウイルスワクチン予防接種管理システム改修委託料327万2,000円の追加は、ワクチン接種者の情報管理を行うための既存システム改修経費として計上したものです。</p> <p>次に、歳入の内容についてご説明します。</p> <p>ページが1つ前に戻りまして、3ページをご覧ください。</p> <p>15款2項3目衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,706万2,000円の追加は、今回の歳出補正予算に対応し計上したもので、歳出計上額の全額が国庫補助の対象とされております。</p> <p>次に、5ページをご覧ください。</p> <p>給与費明細書は、人件費に係る今回の補正内容を反映したものです。</p> <p>次に、7ページの補正予算、主な内容は、予算案審議の参考資料</p>
--------------	---------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>保健こども課長 (小向正志君)</p>	<p>かも教えていただきたいと思います。</p> <p>保健こども課長。</p> <p>平野議員の質問にお答えいたします。</p> <p>県で設置したコールセンターは、ワクチンの内容とか医学的知見の部分で対応するためのコールセンターとなっております。</p> <p>町で設置するコールセンターは、接種希望者の予約を受付するためのコールセンターとなっております。</p> <p>体制ですけれども、一応見積りとしては3人体制で平日5日間、1日8時間ということで見積りを頂戴しているところです。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>それでは、おいらせ病院の体制についてご説明申し上げます。</p> <p>昨日も平野議員の一般質問で答弁しているとおり、平日の午後、予定しております。患者様の利便性、接種者の利便性を考えて、場合によっては平日の時間外の時間、それと休日の数日を接種する予定で考えております。</p> <p>おいらせ病院では、平日1日35人を予定しておりまして、医師、看護師、職員、そういう形で受付、接種、あと見守り、いろいろな部分で体制フロー図は作って、3月15日の週から医療従事者の接種も始まりますので、それと併せて体制の確認をしながら、おいらせ病院内の動き、動線の確保、そういうものを確認しながら医療従事者の接種も始めてまいりたいと考えております。おいらせ病院の体制は院内で確立されておりますので、あとは実践に向かうという形で進めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>さっきのコールセンターのところですけども、3人体制で2日というのは、スタートする前に体制が組まれると思うんですけども、例えば接種券の発送があつて、あつた時点から、受けた人が、</p>

		<p>疑問を持った人が電話とか接種予約をする。いつでもそうすると電話できる体制になっているんですか、2日間というのは。例えば曜日が決まってその日しか受付できませんよということなのか、そのところをもうちょっと詳しくお知らせいただきたいと思います。</p> <p>それから、病院の体制については、これも病院の1日35人の予定は、あくまでも接種券が届いて、希望する人がなければ35人にいかない場合もあるし、それを超える場合もあると思うんですよ。その辺の調整というのは病院でやるんですか、それともコールセンターで割り振りしてやるんですか。この辺もお知らせいただきたいと思います。</p>
答弁	西館議長	保健こども課長。
	保健こども課長 (小向正志君)	<p>コールセンター、2日間と言ってしまっていたら大変申し訳ございません。訂正いたします。コールセンターは平日5日間です。毎日8時間対応する予定となっております。</p> <p>3月下旬に、クーポン券発送前に開設いたしまして、開設時には対応できるよう協力を進める予定となっております。</p> <p>以上です。</p>
答弁	西館議長	病院事務長。
	病院事務長 (田中貴重君)	<p>それでは、病院の体制について追加でご説明申し上げます。</p> <p>35人についてはあくまでも目安でありまして、午後2時、場合によっては1時半から夕方4時半までの時間、当然見守りの時間も含めて夕方までということの目安として35人という人数を想定しております。</p> <p>コールセンターができるという前提でございますので、病院としましては、例えば何月何日の受入人数は何人ですということと事前に連絡をしておいて、予約を受けてその分を接種していく、場合によっては時間延長とかなれば今日は40人とか場合によっては50人という形であれば、それは事務センターに連絡して、その分の受入体制を構築していくという形になりますので、うちとすると、1日できる、平日午後できる、場合によっては週末、日曜日に接種できる人数を事前に事務センターに連絡して、その分を受け入れると。</p>

		<p>余裕がある分については当然無駄になりますので、その予約の人数分をうちとして用意するという形になります。</p> <p>以上です。</p> <p>西館議長</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>2番、澤上 勝議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>同じくコールセンターについてお聞きをしたいと思いますけれども、今明確に分からない部分は、課長、分からないでいいですから、そういう答弁でもいいですからお答えをいただきたいと思います。</p> <p>今聞いていると5日間ということで、3人体制、予算を見ると437万3,000円ですか。金額と現実が合わないような気がするんですけども、その辺がどうなっているのか。例えばコールセンター、多分専門の業者を入札するという事ですから、事務所はコールセンターの事務所を使ってやるという解釈だと思うんです。なぜ5日間なのか疑問なんですけれども、これからずっとあるわけですから、その辺、若干、もし詳しく分かったら教えていただければと思います。</p> <p>もう一つ聞きたいのは、今、医療機関が明確に決まっていなと思うんですけども、南のほうは大体分かるんですけども、北には、交渉中でもいいし、北のほうにもそういう医療機関が、受入れ体制があるという確認、その辺もし答弁できたらお願いします。</p>
		<p>西館議長</p> <p>保健こども課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>保健こども課長 (小向正志君)</p>	<p>コールセンターについては、当初3月最初からのスタートで見込んでいた数字となります。ただ、クーポンの発送が遅れたりとかそういった部分もありますので、今後見積り、入札をする上では金額は減ると思われれます。</p> <p>平日3人体制というのも当初のこちらの考えでおりまして、今後日数を増やすかについては検討していきたいと考えております。</p> <p>北部の医療機関については、今、下田東クリニックとか青い森こどもアレルギークリニックあるんですけども、そちらに接種について要請をしているところです。</p> <p>以上です。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>病院からは、今分かっている接種の予定についてお知らせを申し上げます。</p> <p>まず医療従事者であります。おいらせ病院をはじめ周辺の医療従事者なんですが、3月12日に60人分のワクチンが入ってまいりまして、3月15日の週に60人分の第1回目を接種する、次に4月2日にまた60人分が入ってまいりまして、4月5日に接種するという状況になります。3週間に一度、12バイヤル60人分のワクチンが入ってくるという予定で、当面は医療従事者を進めてまいります。</p> <p>それと一般、高齢者の部分については、今県から来ている通知によると4月5日の週に都道府県、要は青森県に対して2箱が入ってくると。4月12日の週については10箱入ってきて、県全体で9,750人分、約1万人分が入ってくると。非常に少ない数でございます。4月19日の週になりますとこれも10箱、要は約1万人分入ってきて、やっと4月26日に町村に1箱入ってきて、975人分、約1,000人分が4月26日の週に入ってくるというお知らせを今いただいているところでございます。それ以外についてはまだ情報がありませんので、今の状況の中で割り当てられたワクチンを効率的に接種していければいいのかなと予定を組んでおります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番。</p> <p>多分、課長も現実にはどうなるか分からない状況での説明であろうかと思います。昨日言ったとおり、2万1,000人ぐらいですか、トータルで。その7割受けたとしても1万5,000人の方々が接種を受けることになるので、その予約の対応ですから、果たして3人でいいのか、その辺はもっと吟味したほうがよろしいかと思いますが、電話して、話し中、話し中だったら町民の方々は困りますので、その辺はまだまだ検討する余地があると思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>以上。</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>1 番 (佐々木 勝君)</p>	<p>1 番、佐々木 勝議員。</p> <p>現場では大変忙しいというか、未明な点がいっぱいあるので大変だと思っんですが、殺到する可能性はあると思っんですよ。例えば順番というか、日程というか、前もって防災無線か何かで時間を決めて放送したほうが混乱を招かないのではないかなと思っます。例えば、よくいろいろな放送があるときに、時間がばらばらで放送して、「今、何言った」みたいな感じで聞いているときがあるんですが、今回のコロナワクチンに関しては皆さん興味を持っています、うちはいっできるんだらうかという人もいますし。コロナワクチン接種に関しては毎日何時に状況を報告しますということも前もって言っって、そうすれば何時にはこの状況が分かるなど、町民がですね、安心すると思っんですよ。それと、今暖かくなってきて、年配の方、散歩しています。うちに籠もっている人もいると思っんですが、結構表に出ていますから、外でも聞こえます。その辺、時間ばらばらじゃなくて、例えば10時と3時に放送しますとか、毎日ですね、状況を町民の方にお知らせしたほうが混乱を招かないと思っるので、例えば次のワクチンとか、予約がいっぱいの状況とか、そういったことを前もってやっったほうがいいと思っます。あくまでこれは提案なんです、その辺を考えてもらっのほうが混乱を招かないと思っんですが、よろしくお願ひします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>保健こども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健こども課長。</p> <p>佐々木議員から、前もって知らせてはどうかというご意見でございました。</p> <p>今、国では、ワクチン接種円滑化システム、通称Vシスというものを作成しておりまして、国民皆さんが自分が接種できる医療機関の空き状況とか予約受付連絡先の確認をスマートフォンなりパソコンでできるというシステムをつくっているところです。そちらと組み合わせながら、町民に対しての情報伝達について検討していきたいと思っます。</p> <p>以上です。</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長 1 番 (佐々木 勝君)</p>	<p>1 番。 スマートフォンと違って確かに今私も使って便利なんですけど、実際この庁舎に入るときも正面玄関で熱を計っていますよね。昨日もそうでしたけれども、傍聴の方とか、今日も用事のある方がどこに顔を預ければいいのかという感じで、まだ使い勝手が悪いというか、そういった人もいますので、確かに町独自でそういった放送は私は必要なと思います。国でやっているから、タブレットというか、スマホとかパソコンとかネットを見てくれと言っても絶対クレームは来ます。前もって町民の人においらせ町の中身を、順番とか確認したほうが、クーポン券とかそういうのを配る日とか、絶対問合せが来ると思うので、その辺考えてもらえればと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 保健子ども課長 (小向正志君) 西館議長</p>	<p>保健子ども課長。 即答はできませんけれども、今後研究していきたいと思います。 ほかにございませんか。 1 4 番、松林義光議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>1 4 番 (松林義光君)</p>	<p>1 点だけ。 先ほど澤上議員が質問していましたけれども、北部地区の医療体制の話をしました。保健子ども課長は、現在交渉中であるという話であります。北部には町の人口の約 4 割の方が住んでおります。新型コロナの注射は、ほとんどの町民が関心を持っておるとお思います。今交渉中ですから、協力するかしないかはまだ定かではない。その交渉の経緯をお知らせください。間違いなく、青い森クリニックですか、東クリニックですか、東病院、交渉するという話ですけども、協力する可能性についてお伺いいたします。 それと、もし協力するとすれば、希望する町民の方々はその病院で注射をするのか、その点も併せてお伺いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 保健子ども課長</p>	<p>保健子ども課長。 そちらの 2 医療機関については、対策室及び私も行って先生に会</p>

当局の説明	西館議長 (議員席)	ほかにございませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で本件についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから承認第3号について採決をいたします。 本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。
	西館議長	日程第5、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。 本案は、現委員であります齊藤晴美氏の任期が令和3年6月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。 齊藤氏は、平成27年7月より現在に至るまでの2期6年、人権擁護委員として在任し、町内小中学校での人権教室では率先して進行及び講義を行い、人権相談会ではファイナンシャルプランニング技能士や相続診断士などの資格を生かした相談対応を行うなど積極的に活動されております。人権諸問題に精通するとともに、周囲の人望も厚く、人権擁護委員としてまさに適任者であると考え、候補者として推薦いたしたく、ご賛同の意を賜りますようお願い申し上げます。
西館議長	説明が終わりました。	

<p>質疑</p>	<p>(議員席) 西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>これから質疑を行います。 質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 8番、平野敏彦議員。 ボタンは早めに押してください。</p> <p>私、この人事については賛成をいたします。 一つだけ教えていただきたいのは、この人権擁護委員、町に何人いるのか。それと、これは定年とかそういうのがあるのかなど、非常にこの人は若いから問題ないと思います。その点と、この活動の内容をどういう形で広報しているか、この3点お知らせいただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>ただいまの質問にお答えいたします。 まず1つ目の質問が、人権擁護委員が何人いるかという質問ですが、全部で7人おります。 それから、定年になりますが、定年は、人権擁護委員の上限年齢についてということで法務省から来ておりまして、再任の方については75歳未満までとなっております。75歳未満まで大丈夫だということになっております。 活動の内容につきましては、実際に先ほどもお話ししたとおり、人権教室というものを小中学校で行っております。 それから、広報活動といたしまして、今年度はなかったんですけども、百石まつりなどでパレードを行って人権啓発活動を行ったりしているところです。 最後に、一番重要なのが、活動といたしましては人権相談というのを毎月1回、各公民館を回って行っているところです。 広報活動について、この活動についての広報ということになりますが、人権相談について毎月広報に載せて、相談に来てくださいということの周知は行っております。 以上になります。</p>

当局の説明	西館議長 (議員席)	ほかに質疑ございませんか。 **なしの声** なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから諮問第1号について採決をいたします。 本案はこれを適任とすることにご異議ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案はこれを適任とすることに決しました。
	西館議長	日程第6、議案第1号、おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	議案第1号、おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。 本案は、現委員であります谷地 武氏が令和3年5月12日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。 谷地氏は、平成11年10月から現在に至るまで長きにわたり固定資産評価審査委員会委員を務められ、またさらには平成16年から委員長を務められております。知識、経験ともに非常に豊富であり、地方税法に規定する学識経験者の委員として適任であると考えますので、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
	西館議長 (議員席)	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 **なしの声**

	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第1号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第7、議案第2号、おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>議案第2号、おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現委員であります玉川吉一氏が令和3年5月12日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。</p> <p>玉川氏は、平成24年5月に固定資産評価審査委員会委員に選任され現在に至るまで、旧下田町職員時代の税務行政の経験を生かし、委員の職務に精励しております。よって、地方税法に規定する学識経験者の委員として適任であると考えますので、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>
	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>

当局の説明	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第2号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。</p> <p>ここで暫時休憩いたします。11時15分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時01分)</p>
	西館議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時15分)</p>
	西館議長	<p>日程第8、議案第3号、おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
	町長 (成田 隆君)	<p>議案第3号、おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現委員であります種市岩男氏が令和3年5月12日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものがあります。</p> <p>種市氏は、平成29年6月に固定資産評価審査委員会委員に選任され現在に至るまで、町職員時代の税務行政の経験を生かし、委員の職務に精励しております。よって、地方税法に規定する学識経験者の委員として適任であると考えますので、何とぞ満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第3号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第9、議案第4号、おいらせ町甲洋・下田小学校区子育て世代定住助成金交付条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>政策推進課長。</p>
	<p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書24ページをご覧ください。</p> <p>本案は、さきの議員全員協議会においても制度案の概要をご説明しておりましたが、甲洋小学校区及び下田小学校区の人口減少及び少子高齢化対策として、当該地区への転入及び転居者に対し定住助成金を交付する制度を本年4月1日から施行いたしたく提案するものであります。</p> <p>25ページをご覧ください。</p> <p>第1条では、条例の目的を定めております。</p> <p>第2条では、助成金の対象地区を甲洋小学校及び下田小学校の通学区域と定めております。</p> <p>第3条では、対象となる住宅を新築住宅、中古住宅、親と同居住宅と定めております。</p> <p>第4条では、助成対象者を定めており、第3条に規定する住宅を取得または増改築し、転入または転居した世帯であること、26ページをご覧ください。転入、転居以前に連続3年以上当該地区以外に居住していた世帯であること、夫婦ともに50歳未満の世帯、単身世帯の場合は申請者が50歳未満の世帯または中学生以下の子供を有する世帯であること、取得住宅に10年以上定住する世帯であること、町内会に加入する世帯であること、税の滞納がない世帯であることとしております。</p>

	<p>西館議長</p>	<p>第5条では、助成金の額を定めており、後ほど28ページの別表第1でご説明いたします。</p> <p>第6条では助成金の申請について、第7条では助成金の返還について定めております。27ページをご覧ください。助成金交付後10年未満で住宅の売却、譲渡、貸与あるいは転居等があった場合は、29ページの別表2に定める年数に応じて助成金の返還を命ずることとしております。</p> <p>第8条では、必要に応じて受給者に対して報告を求めたり調査を行うことについて定めております。</p> <p>第9条では、地域の元気再生定住促進条例や定住促進条例にて既に助成金の交付を受けている場合は重複して交付しない旨定めております。</p> <p>28ページをご覧ください。</p> <p>施行期日ではありますが、附則にあるとおり、令和3年4月1日から施行し、令和6年3月31日までの3年間の時限とするものではありますが、助成金の申請、返還、報告、調査については条例失効後も効力を有するものであります。</p> <p>別表第1は、助成金の種類、要件、金額を定めたものであり、大きく住宅取得助成金と増改築助成金に分けられます。</p> <p>1つ目の住宅取得助成金ではありますが、さらに基本助成金と子育て加算助成金に分かれており、基本助成金は新築住宅の場合は取得費総額の10%以内で上限100万円、中古住宅の場合は取得費総額の10%以内で上限60万円を助成するものであります。子育て加算助成金は、中学生以下の子供または胎児1人当たり10万円を加算するものであります。</p> <p>2つ目の増改築助成金ではありますが、親や祖父母と同居するために住宅を増改築した場合は対象経費の10%以内で上限20万円を助成するものであります。</p> <p>なお、これら全ての助成金については、基準日である令和3年4月1日以降の居住から対象とするものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
--	-------------	---

<p>質疑</p>	<p>1 2 番 (柏崎利信君)</p>	<p>1 2 番、柏崎利信議員。</p> <p>ただいまの説明で、2 5 ページの助成対象者、第 4 条で、この文中に「次の各号の全てに該当する世帯の」とありますけれども、次のページの (5) 「町内会に加入し」とありますが、町内会の加入というのは任意だと思うんですが、ちなみに今まで助成対象となった人たちは全て町内会に加入しているのかどうか、それも確認をさせてください。あくまでもこの助成金を得るためには必ず町内会に加入しなければいけないとうたっているわけですが、果たしてこれは法的に町側の助成対象者に対する文言というのは正しいのかどうか、とても疑問に思います。過去に町内会に加入とかそういったことでもって裁判例もございますので、加入しない方に負けた例がありますので、そのあたりはどのように考えているでしょう。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p> <p>西館議長</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>柏崎議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>まず助成の条件として、町内会に加入するというのを条件としてうたっておりますけれども、こちらにつきましてはこれまでもずっと平成 2 6 年度から似たような条例を制定して助成金を交付しておりますが、いずれも町内会に加入することを条件ということにしております。</p> <p>今、各町内会では加入率の低下ということでいろいろ悩まれているといたしますか、問題として考えているところだと思っておりますが、それを解消するといえますか、多少の助けになればということもございまして、町内会に加入するというのを条件としております。</p> <p>また、こちらについては町の事業でございますので、これを条件として定めるということに関してはこれまでも問題ないということ整理をしていると思っております。</p> <p>これまで全て加入しているかということでございますが、当然こちらが条件になっておりますので、全て加入して助成をしているということになっております。</p> <p>以上です。</p> <p>1 2 番。</p>

<p>質疑</p>	<p>1 2 番 (柏崎利信君)</p>	<p>説明は分かりました。ただ、ここの文言については、町内会に加入することを推奨するとか何かそういう逃げ道がないと、後で何か事が起きたときに裁判で町は確実に負けるんですよ。ですから、果たしてこの文言でいいのかどうか。裁判も町は辞さない、勝つ自信もあるんだということであればいいかもしれませんが、これは任意ということをやっていますので、そこのところは私はとても疑問に思います。それについて、町側は裁判も辞さないというお考えなのかどうか。今からだと間に合わないからということでそのまま押し切るということなのかどうか、そのあたりをお聞かせください。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>ご指摘のことについては、必ずしも、法律あるいは裁判で勝ち負けということであれば、まだそこまでは調べも尽くしておりませんので、今どうだということでは答弁できませんけれども、こちらの交付金をもらうための条件として町内会に加入してほしいということで条例としてうたっているということでございますので、転入あるいは転居してきたら必ず町内会に入りなさいということではなく、こちらの助成金をもらうための条件の一つとして設定しているところでございますので、もし町内会に入りたくないということで拒否される方であれば、こちらの条件には該当しませんので、助成金はもらえないということになるということで整理をしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 2 番 (澤上 勝君)</p>	<p>2 番、澤上 勝議員。</p> <p>条例については賛成ですから、その中で質問したいんですけども、第 7 条の返還の部分があるわけですけども、今までの元気再生定住促進、歴史の中で現実にもしあったなら、あった件数と金額等、その中で回収できない部分があったのか、その 1 点。</p> <p>それから、私も勉強不足で、学区、例えば木ノ下学区、向山辺りの境目がどこにあるのか、失礼ながら、豊栄も学区が多分昔は分かれていたので、今はどうなっているのか、その辺を教えていただけ</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>ればと思います。</p> <p>もう一つは、もし定住促進で建てて土地と建物をやった場合、税務課長から、100万円まず助成するわけですが、それによって今度は固定資産税が町に入ってくるわけですが、私は5年ぐらいでペイになる気がするんですけども、その辺、分かる範囲でご説明をお願いします。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>まず返還があったかということですが、これまでは返還ということはございません。</p> <p>それから、学区の境でございますけれども、向山の聖福寺を過ぎた辺りが下小と木ノ下の境となっておりますけれども、そこについては通学区域に関する規則の中で定めがございまして、基本的にはどちらに行ってもいいという感じになっております。そこにつきましては、実質的にはお子さんがどっちに通うのかというのを基本的には条件としております。転入あるいは転居してきたご家族のお子さんが木ノ下小学校に通いますということになれば基本的に助成の対象にしないという整理としております。</p> <p>それから、豊栄につきましては、木ノ下小学校区になっておりますので、もともと対象の範囲外ということでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>それでは、税の関係で私からお話しさせていただきたいと思いません。質問の内容につきましては、転入されて、新築した場合という形でお話しさせていただきたいと思いません。</p> <p>新築された場合、宅地につきましても、要は住宅が建ちますので、土地については軽減がかかりますので、若干、建物が建っていない土地よりは軽減がかかって税収は若干減りますけれども、新たに新築されますと大体一般住宅で10万円弱ぐらいの課税がされると認識しております。</p> <p>ただし、新築の場合は、税制で軽減、一般住宅であれば3年間だ</p>

質疑	西館議長 2番 (澤上 勝君)	<p>ったと思いますし、あとは優良住宅であれば5年間半額になるというものがありますので、そういう部分を勘案した場合には5年ぐらいでは補助金100万円出した部分については追いつかないのかなと、やはり10年ぐらいである程度税収を埋め合わせたときにその支出がプラスになってくるのかなという形で見えています。正確な積算はしてませんので、私の感覚になりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>2番。</p> <p>学区のことでもう一度確認します。</p> <p>ももとの失礼ながら向山のところの方が下田学区に行きたいと言えば助成金はもらえるという解釈でいいということですか。</p>
答弁	西館議長 政策推進課長 (柏崎勝徳君)	<p>政策推進課長。</p> <p>今のご質問は、もしかしたらその地区に既に家を建てて住んでいらっしゃる人が……。この条例が施行された後に、その地区に転居なり転入、家を建てるなり購入して転入転居された方で、下小学校区を選ぶということになれば対象になるということになりますので、答弁が合っていないでしょうか。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	西館議長 2番 (澤上 勝君)	<p>2番。</p> <p>ももとが向山の駅の近くに今の春から建てたとするでしょう。子供さんを下田小学校にやりたいとなれば該当になるということですよ。教育委員会では認めるということですね。その確認。</p>
答弁	西館議長 政策推進課長 (柏崎勝徳君)	<p>政策推進課長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>例えとしてのお話かと思いますが、向山駅のほうまでは下小学校区の範囲に入っておりませんで、向山から来るほうと阿光坊の</p>

答弁	西館議長 学務課長 (柏崎和紀君)	<p>聖福寺から来るほうの一番低くなっている辺りまでが境目になっておりましたので、その範囲でのということになります。</p> <p>以上です。</p> <p>学務課長。</p> <p>補足させていただきます。</p> <p>今申し上げましたのは、こちらの役場から行くと向山のほうに上がって聖福寺を過ぎると坂を下りて、上がり口の左側とかに家が建っております。あそこは学区的には下田小学校でも木ノ下小学校でも通うことが可能だという地区ですので、あそこの部分に建てて下田小学校に通った場合にはこの適用になるということの解釈ということでございます。そこは教育委員会で学区としてどちらの学校でも選べると指定をしております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長 5番 (木村忠一君)	<p>5番、木村忠一議員。</p> <p>助成金の返還の第7条の(4)ですが、町内会から退会したときとありますけれども、これは永久的ですか、期限がございませうか。</p>
答弁	西館議長 政策推進課長 (柏崎勝徳君)	<p>政策推進課長。</p> <p>それではお答えをいたします。</p> <p>29ページの別表第2のところに助成後の年数ということで年度を刻んで書いてありますが、こちらで書いてありますとおり、10年を超えた場合は返還の対象となっておりませんので、10年の範囲内でどの年に脱退したのかと、そういうことで返還ということになるとなっております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長 8番	<p>5番。(「理解しました」の声あり)</p> <p>次に、8番、平野敏彦議員。</p> <p>私はこの案件については賛成をするものです。</p>

<p>答弁</p>	<p>(平野敏彦君)</p>	<p>確認をさせていただきたいと思いますが、26ページのところでありますが、(2)のところに、転居した日の前日まで連続して3年以上、助成対象地区以外の地区または市町村に居住した世帯とある、ここのところをもう少し詳しく、令和3年4月1日以降に転入してこの学区に転入しなければこの補助を受けることができないのか、この3年というのはどういう意味なのか、ここのところもうちょっと説明をいただきたいと思います。</p> <p>それと、28ページの助成金の種類のところでありますが、定住促進も絡めて考えた場合、親と同居住宅の対象補助金は私は非常に少ないんじゃないか、ここのところにありますけれども、台所、トイレ、浴室等の水回りの増築または改修工事、内装の改修工事、この対象経費の10%、上限20万円というのは、ちょっとこれは安過ぎるんじゃないかな。例えば風呂場の改修だけでも、例えば風呂場の改修に60万円かかって6万円しか出てこないということでしょう、10%、上限20万円ですから。これだとちょっとこの制度のよさというのが出てこないんじゃないですか。特に親と同居する、いいこれはチャンスだと思うんですよ。そういうのに対する対象経費の10%じゃなくて、もっと上げるとか、上限をその倍ぐらいにするとか検討したほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、4月からこれは施行するわけですから、それも時限立法ですよ、3年。見直しをする期間があまりない、3年でやるということになれば。何かこれが売りだなというのが分かれば、私らもいろいろな意味でPRできるし、このままだと前よりも下がっているわけですから、せつかくこの制度をつくって、効果を高めるためには、私はいろいろな地域でもいろいろな人にもPRしていきますし、業者任せでも駄目だと思うんです。やはりロコミが一番効果あると思いますので、この辺、町長、ちょっと見直しする考えありませんか。</p>
	<p>西舘議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>平野議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>まず26ページの第4条の2号のところ、連続して3年以上、地区以外の場所に居住していたということはどういうことかというご質問でございますが、令和3年4月1日以降にこの制度を施行していくわけございまして、4月1日以降に転入したあるいは転居し</p>

		<p>た方を対象といたしますが、その転入転居した申請をした日の前から3年以上前に連続してほかに住んでいるというのが条件でございますので、例えば去年、1年前においらせ町から町外に出てまた戻ってきたとか、そういう方は対象にならないと。3年以上おいらせ町あるいはこの地区に住んでいないというのが条件でございますので、このように記載をさせていただきます。</p> <p>それから、28ページの助成金の種類の親等との同居のための増改築助成金が安いのではないかとご指摘ございました。</p> <p>こちらにつきましては、現行の定住促進助成金、今ちょうどやっておいて、3月31日で条例が終わるものでございますが、こちらも同様の10%で上限20万円以内という金額でやっております。基本的に今回の条例につきましては現在行っている条例を踏襲するような形でつくっておりますので、金額あるいは条件についてはほぼ変わっていないという状況でございます。</p> <p>私からは以上となります。</p>
質疑	西館議長	8番。
	8番 (平野敏彦君)	<p>私が言うのは、せっかくこういうのを制定するわけですから、ただ前の部分を生かすということじゃなくて、こうしたらより効果上がるんじゃないかという思いを込めてつくってほしいなことなんです。私だったら、今ここの地区についてはこういう制度ができて、こういう助成措置がある、ほかから帰ってこい、おやじと一緒に住めば風呂直してもこれだけの補助金が出るし、こういう制度があるから、町が帰ってくるのに対して応援しているんだよということを説明できるんですけども、例えば高齢者の場合はこの部分というのは大事だと思うんですよ、台所、トイレ、浴室、この水回り。この部分をちゃんと改修できるような、全てでなくても、なるほど、町は応援しているんだなという金額ぐらい設定してもいいんじゃないかなと私は思っています。町長、どうですか、ここをちょっと見直しをしておきますよという考えはありませんか。</p>
	西館議長	町長。
答弁	町長	まずもって、過去に増改築でどれぐらい助成金が出たか、まだ把

質疑	(成田 隆君)	<p>握しておりませんが、二川目の甲洋あるいは下田小学校、取りあえずそちらを続けていかなければますます過疎が進むのではないかなということで、この条例をまた制定するようお願いするわけでありまして、補助金とか助成金というのはどうしても線引きをどこかでしなければならぬんですよね。例えば50万円にすれば60万円にして、70万円にして、あるいは30万円にしてと、また動きを要求される、要望される場合もあるだろうし、どうしてもどこかで線引きして、もしそういう制度が不備だったな、不足だったなということであれば、3年後あるいは1年後、2年後、様子を見てからでもいいのかなという気がしておりますので、貴重なご提言は受け止めておきますので、もしどうしてもその制度が必要であればまた来年でも提案したいと思っておりますので、そういう部分を含めてご理解いただきたいと思っております。</p>
	西館議長	3番、馬場正治議員。
	3番 (馬場正治君)	<p>先ほどの1番議員の質問と一緒にすけれども、第2条の助成金の対象地区についてですけれども、先ほど担当課長から説明がありました阿光坊のお寺から向山駅に向かって坂を下りた一番低いところに農業用水路があります。それを越えると町内会は向山町内会になります。上り坂を上っていくと左側に分譲地があつて、住宅が10軒前後建っております。そこに子供もいます。その向山駅へ向かう道路の右側には向山駅愛好会の会長の中村淳悦さんの家もあります。分譲地がまだ売れ残っているのがかなりあります。</p> <p>そこで、教育委員会ではどちらに通ってもいいということにしているようですけれども、助成金を払う以上、私は線引きをしないと、例えば先ほど言った10軒前後建っている分譲地からさらに向山に近い畑の上に元航空自衛隊OBの方が札幌から家を建てて1軒ぽつんと住んでおります。100メートルも行かないうちに向山の方々の家が道路の左側にどんどん建っているんですよ。神社の手前から田中正一さんの畑の向かいの辺りからどんどん建っているんですよ。線引きをしなければ、畑を買って家を建てた方が助成金の対象になるのかならないのか、これはトラブルの元になると思うんですよ。</p> <p>したがって、細かい部分ですけれども、この制度には賛成ですけ</p>

		<p>れども、トラブルにならないような通学区域の学区の線引きというものが必要ではないかと。そこで一般質問でも学区の見直しということを私は申し上げたわけですが、学区を見直すことによって小学校の児童数もある程度増やすことができると私は考えているんですけども、この条例については、助成金をもらえるかももらえないかのときに、家を建てて住んだ方が、子供はどっちに通ってもいい場所だから、下小に通えばもらえる、木ノ下小に通えばもらえない、だけれども、先ほど1番議員が言ったように、向山駅の近くはもともと木ノ下学区だからそっちは対象外だと。じゃあどこからなんだと聞かれた場合、何と答えますか。</p> <p>西館議長 政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p> <p>政策推進課長 馬場議員のご質問にお答えをしたいと思います。 今ご指摘の場所につきましては、両学区どちらでもいいですよという学区になっておりますが、図面上に線が引かれておりまして、そのどちらを選択してもいい部分というのはここまでですと図面で示されておりますので、その範囲内におうちを建てたあるいは購入された方については、どっちに行くのかというのは教育委員会で確認をすることになるかと思えます。それに従って助成金を交付するという形になりますので、ご理解いただきたいと思えます。 以上です。</p> <p>西館議長 3番 (馬場正治君)</p> <p>西館議長 学務課長 (柏崎和紀君)</p> <p>西館議長</p>
<p>答弁</p>		<p>3番。</p> <p>図面で示されているということですね。その図面というのは、私どもにはこれまで見せたことはないわけですね。</p> <p>学務課長。</p> <p>直接こちらにお持ちするとか議員の皆様にご覧いただけますとご指示したことはございませんが、課にありますので、必要であればお持ちしてご覧いただくという形になるかと思えます。</p>
<p>質疑</p>		<p>3番。</p>

<p>質疑</p>	<p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>今回、この議案を上程して議会の承認を得る以上、通学区域がどこまでなのか、線引きをした図面ぐらい参考資料としてつけるべきだと私は思いますけれども、違いますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。 ご質問にお答えをいたします。 こちらにつきましては条例案の上程ということでございますのであれですが、これまで全協等で説明する機会がございましたので、その際に図面等お渡ししてご説明するというのに関しては配慮が足りなかったなということで、おわびしたいと思います。 以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 1番 (佐々木 勝君)</p>	<p>1番、佐々木 勝議員。 1点だけ。 ちなみに、ホームページには学区分けが載っていました。私、確認しましたけれども、参考のために。 私の質問、質問というか、今の現行が3月31日までという話をさっき政策推進課長が話をされていましたが、実はこの間、もう締め切られたという話を私聞いたんですが、定住促進助成金ですね、現行の分ですね、3月31日までですよ。この間、この前の日曜日、ある人から「まだ定住促進助成受けられんの」というか、申請したら「締め切った」と言われたという話が聞こえてきますが、その辺どうなんでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。 佐々木議員のご質問にお答えをいたします。 締め切られたとおっしゃられた方がどういう状況でお話しされたのかというのは分かりませんが、3月31日までにおうちを建てるあるいは中古住宅を購入して3月31日までに転入した方につきましては対象となっております、これについては当課では共通した認識でございますので、締め切ったということではご説明は</p>

		<p>してないかとは思いますが、例えば転入が4月1日超えますよとか、あるいは家を建てるのが4月1日を超えますよというお話がもしあって、それに対して、それであれば間に合いませんということでお答えした可能性はあるかと思えますけれども、いずれにしても今年3月31日までに家を購入あるいは中古住宅を購入して転入する方に関しては対象の中に入っておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思えます。</p>
質疑	西館議長	1番。
	1番 (佐々木 勝君)	そういうことですね。申請が31日じゃなくて、3月31日までに転居してそこに住むということが条件ということですね。分かりました。
	西館議長 (議員席)	ほかに質疑ございませんか。
討論	西館議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。 13番、西館芳信議員。（「賛成の討論ですけれども、いいですか」の声あり）演壇にてお願いします。</p>
	13番 (西館芳信君)	<p>どちらかといえば辛うじてという賛成の立場から討論させていただきます。 それはなぜかと申しますと、私、甲洋小学校学区、原則的には選出の議員です。現状を見た場合、どんな手でもいいから打ってほしいということで、背に腹は代えられないということで賛成いたします。 ただ、先ほど12番議員ですか、町内会の加入が条件だということで話をしましたけれども、政策推進課長の答弁等、誠にもって苦しい、当然苦しくなると思えます。憲法にはちゃんと第19条ですか、良心の自由というのが保障されていて、人それぞれ物の考え方、何が正義か、何が価値か、そういうことを自由に判断してそれに基づいて生活させていくというのは公が保障するところですよ。これを制限するのは、公共の利益を害する、公共の福祉を害する何か、そ</p>

		<p>れが何も見当たらない。一方的にそこを、非常に残念だと思います。憲法違反の疑いがあることを地方議会がこうして何ら考えないで決めるということは大きな問題ですよ。12番議員がしゃべっているのはもっともな話だから、そこは何が何でも考えてほしいというのがあります。</p> <p>それから、もう一つのお願いは、私ども甲洋学区、ローソンとセブンイレブン、2つのコンビニがあつて、あと従来の商店、雑貨店みたいな小さいものが一川目学区1つ、それから二川目のほうは肉屋さんということで、なおかつ全部合わせると1,000近い世帯がですね、そして2,500人弱ぐらいになると思います。こういう広いところに、しかも338号という立派な国道が通っているのにそういうものしかない。何ら国道に進出して来る企業等が入ってくるのを今のまちづくりが阻害していると私は考えています。</p> <p>こういうことも大切だけれども、本当のまちづくり、土地の有効利用計画、そういうことも併せて持って考えて、今これが見切り発車と私は言いますが、見切り発車するんだったら辛うじて賛成はしましよと。でも、今言った町内会加入だとか、それから基本的なまちづくり、こんな、こんなで大変失礼かもしれないけれども、対症療法的な事業だけでは今もう済まなくなっているということですね、町内のまちづくり。今、百石学区、百石小学校の学区が物すごくここ何年かで増えましたよね。あれは何が原因かという、下前田、上前田のところ的良好な住宅地があつて、ばんばんうちが建ったからです。これが基本ですので、ぜひとも当局は力を入れて頑張っていたきたいということで、本案件については賛成という立場で討論させていただきました。</p> <p>ほかに討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第4号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>お昼のため、暫時休憩いたします、1時30分まで。</p>
西館議長	(議員席)	
西館議長	(議員席)	
西館議長		

当局の説明	學山副議長	(休憩 午前11時57分) 休憩前に引き続き会議を開きます。 議長に代わり、副議長が暫時議事を進行します。
	學山副議長	(再開 午後 1時30分) 日程第10、議案第5号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 介護福祉課長。
	介護福祉課長 (田中淳也君)	議案第5号についてご説明申し上げます。 議案書の30ページから74ページになります。 本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、これを引用する4つの関係条例について所要の改正をするものです。 まず、4つの関係条例に共通の改正内容をご説明申し上げます。 別冊の添付参考資料の7ページ、新旧対照表をご覧ください。 第31条、運営規定では、虐待の防止のための措置に関する事項を定める規定を追加。 ハラスメント防止対策の取組として、第32条、勤務体制の確保等にハラスメントの防止等に関する規定を追加。 非常時における業務継続の取組として、第32条の2、業務継続計画の策定等に感染症や非常災害時の業務継続計画策定等の規定を追加。 8ページをお開きください。 感染症対策として、第33条、衛生管理等に感染症の予防及び蔓延防止等の規定を追加。 9ページ、感染防止等の観点から、第39条、地域との連携等に括弧書きでテレビ電話等の活用の規定を追加。 第40条の2、虐待の防止では、高齢者虐待の防止に関する規定を追加しております。 今説明した内容につきましては、今回改正する4つの条例、また事業所ごとに共通したものであります。 それでは、それ以外の主な改正内容についてご説明申し上げますので、ページを戻っていただいて5ページをご覧ください。

		<p>第1条関係、おいらせ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例についてですが、第3条第3項では指定地域密着型サービスの一般原則に人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備、研修の実施等の規定を、第4項ではサービスの提供に当たって介護保険等の関連情報の活用等の規定を追加しております。</p> <p>10ページから11ページをお開きください。</p> <p>第47条、訪問介護員等の員数では、指定夜間対応型訪問介護事業オペレーションセンターの従業者の配置基準やサービスに支障がない場合の兼務の規定等を追加するものです。</p> <p>13ページをお開きください。</p> <p>第57条、地域との連携等では、同一の建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努める規定を追加しております。</p> <p>16ページから19ページには、第5節、共生型地域密着型サービスに関する基準の2条を追加。</p> <p>22ページをお開きください。</p> <p>第66条では、管理者の管理上支障がない場合の他の職務に従事できる規定を追加。</p> <p>28ページをお開きください。</p> <p>第110条第9項では、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護支援専門員の配置基準の緩和の規定を追加。</p> <p>30ページをお開きください。</p> <p>第123条第3項では、認知症介護に係る基礎的研修の受講の規定を追加。以下、他の事業所の規定についても同様の規定を追加しております。</p> <p>36ページをお開きください。</p> <p>第163条の2では栄養管理、第163条の3では口腔衛生の管理を、入所者が自立した日常生活ができるよう規定を追加しております。</p> <p>43ページをお開きください。</p> <p>第10章、雑則、第203条では、書面での保存等を規定されるものについて、電子計算機により処理できる電磁的記録で行える規定を追加するものです。</p> <p>以下、他の改正条例についても同様の改正をしております。</p>
--	--	---

		<p>44ページ以降のあとの3つの関係条例につきましては、今説明した改正内容と同様ですので、説明は割愛させていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>學山副議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>2番、澤上 勝議員。</p> <p>課長から確認をしたいんですけども、改正はいろいろな幅になっていますけれども、主たるものはコロナの関係で改正という確認でよろしいでしょうか。あとはデジタル化の絡みもあるのか、その辺、要点的に説明をお願いします。</p>
答弁	<p>學山副議長</p> <p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p> <p>學山副議長 (議員席)</p> <p>學山副議長 (議員席)</p> <p>學山副議長 (議員席)</p> <p>學山副議長</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>主たる改正内容につきましては、冒頭に申し上げましたが、1つとしてはコロナの感染症の対策も入っていますし、それ以外に近年の災害によりまして、業務を継続できるようにするための業務継続計画の策定と、それから昨年ハラスメント防止法が施行されて、それに伴ってハラスメント防止の対策というのが主な改正内容になります。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第5号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p>

		<p>認めて許可した建築物は第4条の規定を適用しないこと及び特例許可を受けた建築物の増改築または移転について許可する場合の規定を定めております。</p> <p>なお、特例許可の基準は、農業の振興に資するものを5基準、国・県、町等が設置、管理する公益上必要なものを2基準、その他町長が認めるもの9基準を別に要領で定めることとなります。</p> <p>第9条では、適用した特定用途制限地域内に建築基準法により規定している築造してはならない工作物を別表2で、併せて自動車車庫の用途に供する工作物を定めております。別表2は85ページになります。</p> <p>80ページをご覧ください。</p> <p>第10条では、委任を定め、特定用途制限地域の特例許可の許可申請などを別に規則で定めることとなります。</p> <p>第11条では、第4条及び第7条において準用する第4条の規定に違反した場合の罰則を定めております。</p> <p>附則では、施行期日について、本条例の公布の日から起算して九月を超えない範囲において都市計画法第20条第1項の規定によるおいらせ都市計画特定用途制限地域の決定の告示の日から施行することを定めております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>西館議員。</p> <p>本都市計画法に関連するところの町の土地利用計画ということにつきましては、古くから旧百石町、三村申吾町長、そして三村正太郎町長が強力に推進してきたところ、今日こうして目の目を見たということで、私ども旧百石町の間からすれば、ともかく調整区域をなくしたいと、それから近年の町の姿勢にあつては、旧百石町と旧下田町、違う土地利用計画がいつまでも存在してはならないということで、1つの法体系の下でこれをなしたということについては本当に職員の皆様のご努力に深く敬意を表するものでございます。</p> <p>そして、私もまた議会にあつては土地利用計画の特別委員会の委</p>
質疑	<p>學山副議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	

<p>答弁</p>	<p>學山副議長</p> <p>地域整備課長 (泉山裕一君)</p>	<p>員長をやらせていただきました。また、審議会では委員を務めさせていただきました。おおむね良好として、私どもの思いがどうであるにせよ、県、国に対して町でこうしてくれよという要望、この辺が限界なのかなという思いであります。本当にご苦労さまでした。</p> <p>それはさておいて、じゃあこの出来上がったものに対して、町長は昨日だかの提案理由の説明の中に、今度土地利用計画が変わって、良好な住宅がそれぞれに建っていくのではないかという町長の所見、話をしました。果たしてそうだろうかという思いがあります。私は、一つ一つ、ここ、ここと指して各論を質問するつもりはありません。総論的なことで、まず第一にお聞きしたい。</p> <p>今の新しい特定用途地域に関してということにつきましては、今から20年前、それまでは都市計画の中にこういう言葉はなかったから、どういうふうにしてやっていくかというのは雲をつかむような、私からすればね、結構いろいろな総合的なものを考えなきゃならなかったけれども、取っかかりのこの言葉が出てきたからこれに敏感に反応して、この20年間一生懸命やってくれたと思うんですが、問題は、国土交通大臣の許可というか、これを受けるわけですね。それを受けて、なおかつ大きな特定用途制限地域に関してそれなりの変更なり加えるとすれば、国土交通大臣の許可をさらに受けなきゃならないという規定も確かにあろうかと思えますけれども、そういう別な、自分たちが精力的にここ独自の改革をして国土交通大臣に訴えなければならなかったというものがまずあるのか、そして県知事、今度は県の段階で、自分たちはこうしたいけれどもということで、ぜひ分権移譲してもらいたいという、例えば八戸市なんかだと農地法なりあるいは住宅の建築等に関して、大きいところですから、それなりの分権移譲がそれこそ20年も前になされてきたわけけれども、今これをやるに当たって、要するに国土交通大臣の許可だとか建築面の関係で知事の分権を受けたものがあるかということで、大きいあれからまずお答えをお願いします。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>それではお答えいたします。</p> <p>国土交通大臣ということで、私どもは直接お話することはございません。協議するのは県が整備局とお話しして、整備局が多分本</p>
-----------	--	---

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>省とお話ししているものと思っております。</p> <p>ただ、私どもが唯一国に届けているものは、今置かれている実情をきっちり説明した上で、当町といたしましては、取りあえずまず一つは都市計画区域内と都市計画区域外、2制度ございますというのはしっかり説明した上で、一町一制度を目指していきたいんだよということがまず1点目。もう一つあったのは、まず土地利用の設定として区域区分、市街化区域、市街化調整区域という部分に関してみれば、当町ではそれを廃止して、違う制度の下によって土地利用していきたいんだよというのを訴えました。そのために、青森県からある程度、区域区分、市街化区域、市街化調整区域をある程度決めているんですが、町でそれを今後決めていきたいということで、こちらのものを条例側で定めさせていただきたいという旨をお話を書類上で届けたという形になるんですけども、そういう形で町の状況を訴えたというのがまず一つでございます。</p> <p>今現在どのようになっているかといいますと、事前協議は整備局から全てのものが終わりましたと県に連絡が入っておりますので、今後の予定といたしましては、県が、いつの時期になるかはっきりしたのはまだありません。5月程度ではないかと言われていんですけども、都市計画審議会を開きます。その後、今度本協議というのが県と整備局で行われるものと思っております。この先、まだ本協議は残っておりますけれども、事前協議に関しては異議がないというものでいただいておりますので、おおむねある程度は大丈夫ではないかということで当課では踏んでおります。</p> <p>続きまして、権限移譲に関しまして、大変申し訳ございません、都市計画の場合は既に開発行為等の許可申請は権限移譲していただいて、当課で許可申請を行っておりますので、都市計画に関してみれば権限移譲を受けているということでご理解いただければと思います。</p> <p>以上になります。</p> <p>13番、西館議員。</p> <p>書類上、現状報告しているのが主だったということでの回答だったと思います。</p> <p>私がここで聞きたかったのは、町の方針と県の方針、そして国の</p>
-----------	------------------------------------	--

		<p>方針、町で私たちの意を介してあるいは町長の意を介して職員がばんとぶつけていって、少しぐらい県なり国ともめたことがあるのかなということをお聞きしたかったんです。</p> <p>そしてまた、町長にもお尋ねしますけれども、町長はこの件で国会議員だとかそれから知事だとかに政治レベルで話をすることがあったかと思えますけれども、実務者会議の中に町長が入るというのはどうか分かりませんが、担当課、担当者等と膝を交えて話をしたことはありますでしょうか、まずそれが一つです。</p> <p>それから、今こうして終わって、ここが5つに、皆さんも話をしたように、5つの地区に、特定用途制限地域5つになりましたけれども、私たち例えば甲洋小学校区の者にとっての関心は、あくまでも田園環境居住地域、重点環境保全地域、環境共生地域、この地域がどのように制限が緩和されたかということに対して大いなる関心があるわけですが、この紙を見たところ、確かに私たちは制限が緩和されるんだという思いで来たけれども、例えば重点環境保全地域、ここに関しては、大した、それこそ今までやってきた縛りというか、それから環境共生地域も同じですが、今度例えば既存住宅の扱い、連担性だとか、例えば15年以上おいらせ町に住んでいる要件だとか、そういうところは何ら改善されていない、同じじゃないですかと私は言いたいですよ。もし担当課で、いやいや、ここは改善されていますよ、緩和されていますよというのがあったらぜひ教えていただきたいです。そこまででいいです。</p> <p>町長。</p> <p>私がこの審議、ちょっと正式な名前は不明ですが、実はこの都市計画の見直しするとき、発起人、西館議員も副町長の時代だと思うんですが、呼びかけたのは、私が指示を出して、旧中村課長の時代ですから、もう10年ぐらいになるはずですが、そのとき、まずこういう事情でおいらせ町は自由が利かない、がんじがらめで、どうしても自分の町と言いながら自分で町長といえども自由が利かないから見直すよということに働きかけた記憶があります。というのは、いろいろな部分で、何というんですか、形式的であれそういう委員会というんですか、そういう部分で協議会で話しをして、目的を持って、そしてしからばそういうふうに行っている</p>
<p>答弁</p>	<p>學山副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	

<p>答弁</p>	<p>學山副議長</p> <p>地域整備課長 (泉山裕一君)</p>	<p>きましようかということをお願いして、その制度を発足させたのは私の時代だと思っております。また、2回目は、だんだん事業が表に出て見えてきたということ、そのときにも、途中経過ですけれども、どうか何とかこれを貫徹するよにということに要望した記憶がありますので、あとは事務方に全部任せたような記憶です。</p> <p>以上です。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>それではお答えさせていただきます。</p> <p>まず、国とのもめごとがあったかということは、もめごとというのは直接的にはないと私は認識しております。ただ、かなり細かく確認をされたという思いは、私よりも担当者がかなり忙しがってやっておりましたので、かなり細かい資料等もお作りして県経由で届けられたと認識しております。</p> <p>次に、一川目及び甲洋小学校区もしくは下田小学校区のところが一番住宅が建っているのは、ご記憶があると思いますが、オレンジ色が塗らさっているかと思ひます。</p> <p>そのことを説明する前に、まず一番最初、先ほども答弁しましたけれども、あくまでも今回の目的は、県から町に、制度を自分たちで決めたいというのが最初、その環境づくりというのが目的ですので、あまり大きな変動は行うことができませんでしたが、その中で何を変えたかといいますと、まず田園環境居住地域のことについてご説明をさせていただきます。</p> <p>まず一つ、ここの地域は、今現在でも指定区域ということで地域がござひます。その地域よりも法のルールにのっとりながら幾らか区域を広げております。これがまず1点目です。</p> <p>2番目でいきますと、この表からはなかなか見えにくいと思ひますが、まず一つ、宅地分譲ができます。ただし、宅地分譲の場合は何でできるかって、今まで市街化調整区域の場合は宅地分譲できませんというルールがござひましたけれども、今度新しい制度になりますと市街化調整区域という区域区分がなくなりますので、この規定がなくなります。その代わり、宅地分譲する場合、3,000平米以上の場合は開発の許可が必要になりますし、今の条例と同様に定めております要綱がござひます。1,000平米以上3,000</p>
-----------	--	--

<p>質疑</p>	<p>學山副議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>平米未満は町と協議をしてくださいという要綱を定めておりますので、この面積に該当するものはその手続を踏んでいただかなければなりません、前と違うのは宅地分譲ができるというのが一つになります。</p> <p>続きまして、多分、西館議員、表をお持ちになっているかと思えます。まず1点目、変わったのといたしましては、ホテル、旅館が造れるようになりました。それが2つ目になります。ただし、面積要件等はございますが、以前のときは多分造れなかったと認識しております。次に店舗、飲食店等になります。こちらは、以前は店舗面積のところは50平米のもの、これを500平米まで拡大しております。これが店舗及び飲食店で変わった部分になります。次が事務所になります。事務所に関してみれば、今まで規定がございましたが、今回の見直しで2階以下かつ500平米以下のものは建てられるような形になります。先ほども答弁いたしました、あまり大きな変更はすることができませんでしたが、今回の見直しでここの部分が新たに緩和された部分になります。</p> <p>以上になります。</p> <p>13番、西館議員。</p> <p>今の課長の答弁、おおむね理解させていただきました。</p> <p>確かに、住宅に関しては分譲できるよと、それからホテルだとかそういうのも進出できるよと答えてもらったんですが、私はこういう例えばホテルだとか分譲、こういう規模の大きいものに対応できるような、そのまま使えるような既存の住宅地等が残っているというのはそんなに多くはないと思います。そうした場合は、一番ネックになるのがやはりそれは農地だと。ほとんど農地になると思います。そうすると農業委員会の規制がそれに増して一番最初に来るということで、その辺の実効性はどうかかなという思いもします。</p> <p>それから、オレンジ色のこれを見てくださいとおっしゃいました。オレンジ色のこれを見たら、これはほとんどそのまま今まで一番最初に旧百石地区でやってきた都市計画法第34条の第11号を受けて、そして条例化して、住宅を建ててもいいよとなったところだわけですけども、私はこれがもっともっと拡大するもんだと思っていれば、全く大して、課長は幾らか広がったと言うけれども、じ</p>
-----------	-------------------------------------	---

やあこれ何%ぐらい、旧来幾ら、面積にして何ぼ何ぼ、パーセンテージにして何ぼ広くなりましたよという説得力があれば、なるほどと思うんだけど、私が見た限りではほとんど増えていないということで、この中でも農地であれば農地法に規制されるわけですけども、そういうところが多いですよ。

それから、町長は、そういう会議に入っていますよ、そういうことで私が一番最初に提案したきっかけのものもありますということでお答えでした。

私が聞いたかったことは、今この法律が施行になれば、町長がいろいろな細かいことで条例が、町長が行政法としての行政長です。ほとんどの権限、町長がやると。そうしたとき、農業委員会だとかいろいろな総合的なところから判断して、町長が本当にこれを自分の、町のために、それこそ県だの国だのぶつかってでもやる気があるのかどうかということの誘いとして私今聞いてみました。本当に町長の決意にこれからの推進、どう推進していくかということがかかっているかと思います。

私は、まず第一に町長にしてほしいことは、一つは農業委員会との調整、農業委員会は本当に農地、よい農地を保護していくということで、真面目な人たちばかりですから、本当にひたむきにやっています。ある面ではもうちょっと柔らかく柔軟に対応してもいいんじゃないかなというところがあります。例えば非農地証明なんか等、細かいことになるんですが、結構厳格に運用してまして、かえてそういうちゃんとした文書を出さないほうがお互いにいいのではないかなというところもあるんですが、そういうところ、農業委員会サイド、やり方によっては農業委員会に持ってこないで、それこそ泉山課長のところなりそれから農林水産課でやって、ばんばんそっちのサイドで進めたほうがいいのも結構あります。

例えば、もう何代も前に農地に手をつけて、それが今実際は農地でなくて、何にもならないという、耕作全然していないところがそのままになって何十年も放置されているという状況、固定資産税もかけられないし、農地としてもそれこそ機能してないと。そういうところを見直して、どう使っていけばいいかということで見直して、なるべく税収につなげるということも必要だと思います。

それからまた、税務課、既存農地だったけれども、既存宅地、宅地として課税しているところもあるわけです。そういうところは、

		<p>それで転用してくださいというか、認めないと。片方は税金を宅地並みで納めて、片方は農地として見て、どちらも譲らないということで、地権者にとってはどうにもならないというものもあります。</p> <p>そういうところを町長が率先して改善して税収につなげていくような努力が必要だと思いますし、ともかく運用は町長の決意次第によると私は考えておりますので、その決意と、また泉山課長から私が今触れたところについて最後お願いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>學山副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>ご指摘のとおり、農業委員会の農地法の規制が大変厳しいというのは分かっているつもりですけれども、自分なりに、農水の課長にも言っていますけれども、例えば耕作放棄地というんですか、放棄地ではないな、耕作不可能地域みたいなところがありますよね。そういうところは山にして、委員会に相談して、山にしても、何というんですか、ビオトープでも何でも使うようにするとか、谷地田んぼとかそういうところは少し緩めたほうがいいんでないかと私なりにはそう思っていますし、また国道沿いあるいは県道沿い、町道沿いでまだ未開発の地区があれば、都市計画見直しで7月以降、決定されると思うんですけれども、そうなったらできるだけ、例えば各条例に「町長が特段の理由で認める場合はその限りでない」とかなんとかという条例が多々ありますので、できるだけそういうものは有効に活用して、規制解除というんですか、規制を緩める方向で持っていきたいと考えております。そういうことで、農地法も若干ではありますけれども緩めてほしいなということで、逆に町としても農業委員会に声をかけたいと思っていますので、よろしくご理解のほどお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>學山副議長</p> <p>農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>それでは、町長の答弁の後ですけれども、若干私も考えを述べたいと思います。</p> <p>先ほどお話のあった非農地の関係、非農地証明、運用が厳格であるということで、農地法に基づいて農業委員会では処理しているということでございます。その中で、もうちょっと柔軟な運用をとい</p>

	<p>うことでしたので、私どもその専門的な部分に関してははっきり分からない部分もありますが、その内容によってそういったことが可能かどうか、非農地の証明ですね、農業委員会で非農地という部分で調査に行ったりとかして運用していますけれども、可能かどうか含めて検討させていただきたいと思います。</p> <p>もう一つ、農地ですね。農地でない、例えば耕作、不耕地とか耕作放棄地とか様々な分類がありますけれども、そちらに関しては農業委員会で利用状況調査ということで年に1回ですか、そういった農地を調査しに行っておりまして、その中でいろいろと農地をどのように今後使用していくかとか、耕作するのかあるいは他人に貸すのかとか、いろいろ含めて利用状況調査をやったりとかして進めているところですが、なかなか不耕地については減っていかないというのが実情でございます。</p> <p>そういった意味で、先ほど町長も申しましたが、非農地判定ということで、森林、原野化している農地につきましては非農地と、農地法の縛りをなくすことによって、農地法の縛りがなくなるということであれば転用も必要がなくなりますし、いろいろとそういった部分もありますので、その辺含めて非農地判定するということを検討しておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>課税の関係ですが、それもどうしても、うちのほうでも農地台帳にいろいろと登録されている情報を見ているんですけども、実際現地に行くと様々な状況がありまして、何でこれが宅地課税とか、何で農地なのかと、様々な状況、個別に応じて様々ありますけれども、どうしても調べる限りでも判定できない部分と申しますか、過去にどういうことがあったのかなという部分もいろいろそういった部分もありますので、その辺はこちらでもケース・バイ・ケースで対応するしかないのかなと思っております。</p> <p>以上です。</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>學山副議長 (議員席)</p> <p>學山副議長 (議員席)</p>	

当局の説明	學山副議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第6号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	學山副議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	學山副議長	日程第12、議案第7号、おいらせ町都市計画区域の指定に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (泉山裕一君)	それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。 議案書の86ページから90ページ、新旧対照表は添付参考資料 の70ページから74ページになります。 本案は、おいらせ町都市計画区域の指定に伴い、おいらせ町手数料 条例及びおいらせ町公園条例の一部を改正するとともに、おいらせ 町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例を廃止するた め、提案するものであります。 新旧対照表でご説明いたしますので、添付参考資料の70ページ をご覧ください。 最初に、第1条、おいらせ町手数料条例の一部改正についてご説 明いたします。 別表中の40項については、おいらせ町都市計画の指定後、都市計 画区域外がなくなることから、都市計画法第29条第1項または第 2項を同法第29条第1項に改めるものであります。 添付参考資料の72ページ、73ページをご覧ください。 42項については、おいらせ町都市計画の指定後、市街化調整区域 がなくなることから、市街化調整区域内等を用途地域以外に改める ものであります。 現行欄の44項については、おいらせ町都市計画の指定後、市街化 調整区域がなくなることから、都市計画法第43条第1項の規定に 基づく建築行為等の許可の申請がなくなるため、同項を削除するも のであります。これに伴い、現行欄の45項及び74ページの46 項が改正案の欄の44項及び45項に繰り上がることとなります。

<p>質疑</p>	<p>學山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>添付参考資料の73ページ、74ページ、改正案の欄をご覧ください。</p> <p>46項については、おいらせ町特定用途制限地域に関する条例による特例許可申請の手数料を追加するものであります。</p> <p>次に、第2条、おいらせ町公園条例の一部改正についてご説明いたします。</p> <p>八戸都市計画区域から分離し、新たにおいらせ都市計画区域が指定されることにより、公園名称を改めるものであります。</p> <p>添付参考資料の74ページをご覧ください。</p> <p>別表第1及び別表3の公園の名称について、八戸北丘陵下田公園を下田公園に改めるものであります。</p> <p>最後に、第3条、おいらせ町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例についてご説明いたします。</p> <p>本条例は、市街化調整区域における最低敷地面積の規定、条例で指定する土地の区域、同区域における支障のある予定建築物の用途に関する規定及び開発行為に関する規定を定めておりますが、おいらせ都市計画区域の指定後は区域区分が廃止されるため、本条例を廃止するものであります。</p> <p>議案書の90ページをご覧ください。</p> <p>附則では、施行期日について、本条例の公布の日から起算して九月を超えない範囲において都市計画法第20条第1項の規定によるおいらせ都市計画区域の決定の告示の日から施行すること及びおいらせ町手数料条例の一部改正に伴う経過措置を定めております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野議員。</p> <p>1点だけ確認をさせていただきます。</p> <p>添付参考資料の74ページ、公園条例の名称が変わりました。これはいいんですけども、この公園の利用についてです。例えば下田公園に車で来て、長期滞在、例えば1か月2か月、車に寝泊まりして滞在した場合は、公園ですから何ら規制を受けるもの</p>
-----------	------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>學山副議長</p> <p>地域整備課長 (泉山裕一君)</p>	<p>ではないのかどうか、ここを確認したいと思います。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>長期滞在という形になりますけれども、基本的には規制を受けるというもの、長期滞在しては駄目ですよと規制するものはございません。ただ、そういう事例もございましたので、そのときはあくまでも本人に対して、公園とは違う用途で使用しているということで、こちらで説明して対処した経緯がございます。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p> <p>學山副議長</p>	<p>平野議員。</p> <p>関連しますけれども、二川目の海浜公園には、昨年から1年近い、車で寝泊まりする人がいたわけで、実際にそこはいろいろな方が朝ウォーキングするとか昼ウォーキングするとか、トイレ、水道、水飲み場があるところに車を置いてあって、非常に不安を感じている人があったわけです。</p> <p>私も何回か問合せを受けましたので、三沢の警察に行ったついでに相談しましたら、簡単には、車のナンバーを見て車検を見たら車検が切れていたもんですから、それは警察で取締りできるんじゃないかということで相談したら、車が移動しないと、移動しているのを目視しないと対応できませんよと警察に言われました。</p> <p>町ではどうかというと、町には今言ったような規制はない、公園については。私は、地域の方が不安を感じるような行為はやはり行政側としても対応すべきじゃないか。本当にトイレもあって水もあるから生活はできるわけです。そして、だんだん慣れてくれば町内に入ってきている、空き家がないとかそういう形で行動範囲が広がってくる。本来そういう人方のための公園ではないと思うんですよ。いろいろな地域の方が、そういうほかから来ても安心して使えるような施設だと思うんですけども、これを今この機会にひとつある程度制限を設けるとかそういうのを検討してもらえないかなという思いがあります。どう考えていますか。</p> <p>地域整備課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>地域整備課長 (泉山裕一君)</p>	<p>以前そういうお話を平野議員からいただきまして、町の関係課ともいろいろ協議をいたしまして、現在、海浜公園から別なところにお住まいになっているということで聞いております。そのときは平野議員からもいろいろな情報提供をいただきまして、ありがとうございます。それをまずもってお礼申し上げます。</p> <p>そのときもいろいろ平野議員からご助言、ご意見等いただいております。こちらである程度調べた経緯がございます。標準条例で各市町村公園条例つくっているものですから、なかなかそういう条項がないと。関西では何かそういう条項を、公園という単体ではなくて町全体の公共施設としてつくっているところがあるというのはこちらでも調べていたんですが、その中身についてまでは内容まで把握できなかったというのが現在の実情になっております。</p> <p>今議会でなくて、そういう形でもご意見をいただいていたので、こちらである程度合間を見ながら調べておりますので、それでご理解していただければと思います。</p>
<p>質疑</p>	<p>學山副議長 8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番、平野議員。</p> <p>この海浜公園だけじゃなくて、いちよう公園でも下田公園でも寝泊まりして、トイレで用を足して水を使える条件がそろえば、多分私はまだまだこういうのが事例が増えてくるような気がしますよ。夏場、私がずっと見て歩いたら、雪が降って移動しているんですよ、動けなく、トイレも水も止まって、大雪が降って外へも出られなくなったら移動しました。それまではトイレが閉まっても松林とかああいうところとか、それから高齢者の人が散歩に行けば声がけをしてきたり、いろいろな形で地域の人が不安を感じて、何とかできないのかということですから、そういう人のための公園じゃないんですよ、本当は。そのためには、やはり今課長が言ったように、全国的なそういうところを調査して、おいらせに合った制限を設けるべきだと思いますよ。町長、どう思いますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>學山副議長 町長</p>	<p>町長。</p> <p>簡潔に言いますけれども、法律的に可能かどうか、もし可能であ</p>

	<p>(成田 隆君)</p>	<p>ればいろいろな部分で検討して対処するように、あるいは警察署、そしてまた弁護士も力を借りなければならないかもしれませんが、町民に迷惑のかかるようなことはできるだけさせたくないし、よけていきたいと思いますので、今新しい情報をもらったので、検討させます。今、課長も検討していると言いましたので、善処します。よろしく。</p>
質疑	<p>學山副議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番、澤上議員。</p> <p>確認ですけれども、私が聞き漏らしているのか分かりません。前の議員にも関連します。</p> <p>施行日なのですが、告示の日、一応予定としてどの辺にあるのか、もし教えられたら答弁をお願いします。</p>
答弁	<p>學山副議長</p> <p>地域整備課長 (泉山裕一君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>今の条例に関して附則で九月を超えないという形になっております。九月を超えないというのが附則で書かれております。これを換算すると大体12月までの間に手続を踏んで告示行為しなければなりませんよというのが12月までに行われなければならないというのがこの附則で条件をつけております。</p> <p>今のスケジュールからいきますと5月あたりに取りあえず県の都市計画審議会が開かれるのではないかと情報だけを基に、県が今度国と本協議する月数をおおむね概算した場合、はじいた場合、早ければ7月ぐらいに手続を踏めるのではないかとというのが一番早いときのこちらの見通しです。</p> <p>ただ、今回事前協議に関してみてもかなり遅れております。遅れている理由は、コロナ、全協でもご説明しました、コロナで事前協議がなかなか進まないというのが1点ございますし、県は当町以外の案件も一緒に協議しておりますので、そちらがどう進んでいるか私どもは分かりません。正直、早ければ7月ぐらい、もし遅くても年内には手続が終わるのではないかと見込みを立ててこういう日にちを設定しております。</p> <p>以上になります。</p>

<p>質疑</p>	<p>學山副議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>13番、西館議員。</p> <p>二川目のいわゆる不審者というか、その話が出ましたので、本当はしたくなかったんですけども、話をさせていただきます。やり取りがちょっとずれていると思います。</p> <p>町としては、不審者であろうが、町に入ってきたら、自治基本条例が定めているとおり町民ですよ、はっきり町民とうたっていますよ、一旦町民だと。その人間はたしか三沢市に住所があります。しかし12月27日、28日に移ったと、雪が降ったからと言ってはいたんですけども、何もそうじゃないんですよ。私が手を差し伸べたから移ったんです。自分からこういうことを言うのは本当におこがましいことだけれども、それはなぜかという行政がやらないから。</p> <p>もし、12月27日は天気予報がすごい寒波が来ますよとしゃべってましたよ。それをこういう、あそこまで冬になって動かないというのはよほどの事情がある人間だと私は思ったし、そしたらそのとおり事情がありました。絶対、人道的というこの3文字、人道的という文字から配慮しなければならないんです、町は。もしあれがあつたとき凍え死んだら、これは町が笑われちゃうなど、このままいってもし彼が死んでしまったら町はどう言われるだろう、議会はどの言われるだろうと私は考えました。だから、移らないかと、予報もこうなっているよと、そうなるのかと。彼は、私でなくても、誰が声かけてもその段階で行動を変えたかったんですよ。ちょうど渡りに船というか、そういうことあって、そういうふうになって、そして1週間、私の仕事の事務所に彼を入れました。そして、そのうちに安いアパート探して今ここにいます。私は、これは行政とんでもないことしていると思うよ。どんな人間で、どこの誰であろうが、人道的、この3文字です。これで絶対最低の対処しなければならない。ちゃんと彼は町まで来て職員とも話をしている。</p> <p>何でぴんとこないのかなと私はよくよく考えたら、彼は三沢に住所があるのかなと、もともとはおいらせ町の人間だけれども、一旦三沢に今あるからということで、その辺がネックになっているのかなと。私がそうしたのは議員としての立場もありました。二川目地区の私が小さい頃遊んでいた、そこに彼がいるもんだから、見捨てておくことはなんねえわということでそうなったんですが、言うつ</p>
-----------	-------------------------------------	---

答弁		<p>もりはなかったけれども、今のやり取りはちょっとずれているなど私は思います。</p> <p>そういったように、最低のことを行政はしなければならないんですよ。どんな人であろうが、町に入ってきて、しかも自治基本条例という条例を定めて、町にいる人は誰であろうが町民ですという定義をしている。ということで、別に答弁は要りません。</p>
	學山副議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	<p>町の名誉のためにご協力をくださったということで、西館議員には感謝申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>先ほどいろいろな条例なり制限なりしなければならないというのは、そういうただ困っている人あるいは行き場のない人を対象にしたものではなく、防犯上、怪しいあるいは犯罪になる可能性、発生する可能性がある、あるいは子供たち、女の人たちに危害を加えそうなどという、もしそういう人がおいらせ町に入ってくるためのにやはりそういう専門的な知識を持った人たちと条例制定可能かどうかも含めて検討したいということで答弁したつもりでありますので、自治基本条例には反しない部分で検討していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。</p>
	學山副議長 (議員席)	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	學山副議長 (議員席)	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	學山副議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第7号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	學山副議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>休憩いたします。45分まで休憩いたします。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>學山副議長</p>	<p>(休憩 午後 2時31分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p>
	<p>學山副議長</p>	<p>(再開 午後 2時45分)</p> <p>お願いがあります。議事進行上においてのお願いではありますが、議題外の発言または関連質疑が多岐にわたっておりますので、できるだけ控えてください。時間の制限もありますので、よろしくご協力をお願いします。(「副議長、もう一回しゃべって」の声あり)</p> <p>議事進行上のお願いでございます。議題外の発言または関連質疑が多岐にわたっておりますから、進行上、時間の都合もありますので、どうぞそれを控えてくださるようお願いいたします。</p> <p>それでは会議を開きます。</p>
	<p>學山副議長</p>	<p>日程第13、議案第8号、おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	<p>総務課長 (西館道幸君)</p>	<p>それでは、議案第8号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の91ページから93ページをご覧ください。</p> <p>新旧対照表は、添付参考資料の75ページから76ページになります。</p> <p>本案は、町職員の特殊勤務手当の適正化を図るため、税務手当を廃止し、新たに国民健康保険おいらせ病院に勤務する職員に対して待機手当及び死体処理手当を創設するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。</p> <p>創設する特殊勤務手当の内容は、待機手当については、病院において診療に従事する臨床検査技師及び診療放射線技師に対し、平日午後5時から午前8時15分まで待機する場合、1回につき1,000円を、週休日及び休日待機する場合は2,500円を支給するものであります。死体処理手当については、死体処理に従事した病院職員に1体につき1,000円を支給するものであります。</p> <p>なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。ただし、改正後の附則第3項の規定は公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用するものであります。</p>

<p>質疑</p>	<p>學山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 8番、平野議員。</p> <p>この特殊勤務手当については、今説明があったように、適正化を図るため税務手当を廃止したということで、税務手当については廃止になった根拠というのはどこがあるのか。私は、町の滞納額が3億円近くあるのに、税務課の職員の意欲を失わせるんじゃないかなという気がします。廃止になった根拠はどこにあるのか、その辺ひとつ教えていただきたい。</p> <p>それから、待機手当ですけれども、平日は5時から午前8時15分まで1,000円、週休日については翌日の8時15分まで2,500円とありますが、この待機する場所というのはあるんですか。例えば自宅でもいいということですか。</p> <p>この2点お聞かせいただきたい。</p>
<p>答弁</p>	<p>學山副議長</p> <p>総務課長 (西館道幸君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>それでは私から、税務手当の廃止の部分についてお知らせします。特殊勤務手当の部分につきましては、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に対して支払うべき手当ということで、税務手当につきましては、国の税務職員に適用される税務職給与表というものが町には存在しないということで、均衡を図るために措置されたそれぞれだと理解しております。</p> <p>他の県内の市町村の状況を見ますと、町につきましてはおいらせ町と野辺地町しか支給の実績がないということで、ほとんどの市町村におかれてはこの制度が廃止になっているということで、支給の場合でも徴収事務とか強制執行などに限って支払われているという場合が多かったということで、他との調整を図るために、今回適正化を図るために廃止という方向になったということでありまして。</p> <p>以上です。</p>

<p>答弁</p>	<p>學山副議長 病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>それでは、平野議員の待機手当については自宅でも可能かということのご質問にお答えいたします。</p> <p>おいらせ病院は、ご存じのとおり救急告知病院として地域内の急患の受入れを行う医療機関になっております。これまで緊急時の対応として、周辺自治体のように待機手当が未整備でありました。このたび処遇改善による職員の業務意識の向上と夜間救急、休日救急の受入れの拡充、それに伴った収益力の向上ということで、今回待機手当を創設するというにいたしました。</p> <p>待機については、自宅で待機をしておりまして、先生等に呼び出された場合はそこから出勤してくるという形になります。</p> <p>以上であります。</p>
<p>質疑</p>	<p>學山副議長 8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>税務手当については、国のそういう特殊、税の関係からいって、県内も野辺地町だけということで、理解をしました。</p> <p>総務課長の言う徴収事務等に当たった場合は適正にその超過勤務支給をしていくということになるかと思っておりますので、この辺の配慮をよろしくお願ひしたいと思っております。</p> <p>それから、病院の待機手当ですが、これはそうすると町外にいる臨床検査技師とか診療放射線技師については距離的に離れた場合は病院に来るまでの時間というのは結構あるわけですから、その辺はどうなんですか。病院周辺の町内ですと自宅待機もいいと思うんですけども、この辺の捉え方は八戸市でも十和田市でもいいんだという理解でいいですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>學山副議長 病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>待機については、町内の職員、町外の職員問わず待機ということで、呼び出されてから向かうという形になります。当然、救急の中でも重篤等の場合であれば、至急ということで検査が必要ということになれば、当然うちの病院では受入れができない場合もあって、ほかの病院に転送、場合によっては回すということもありますけれ</p>

<p>質疑</p>	<p>學山副議長 3番 (馬場正治君)</p>	<p>ども、基本条件として待機をしていただいて、緊急の場合には病院に駆けつけるという体制を整備するということでご理解いただければと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>3番、馬場議員。</p> <p>8条の死体処理手当について聞きたいと思いますが、病院で亡くなった患者さんを家族に引き渡す際には、亡くなった方の体を消毒したり拭いたり、そして引き渡している、その処置のことだろうと思うんですけども、1体につき1,000円、なおかつ2人以上で処置した場合は案分するということですが、現実には1人で処理している場合が多いのか、2人以上が多いのか、よく分かりません。2人で処置した場合は案分すると500円ということで、あまりにも安いと私は感じましたけれども、その辺を教えてください。</p>
<p>答弁</p>	<p>學山副議長 病院事務長 (田中貴重君)</p> <p>學山副議長 (議員席)</p> <p>學山副議長</p>	<p>病院事務長。</p> <p>馬場議員の質問にお答えいたします。</p> <p>処置については、馬場議員がおっしゃるとおりでございます。</p> <p>実情を見ますと、死体処理に携わっている職員につきましては1人もしくは2人、大体2人が多いと伺ってというか、実際はそう処理をしていただいております。</p> <p>ただ、この500円が安いというお話もあったんですが、実は近隣の市町村の自治体病院の状況も大体1体500円から1,000円という状況でありますので、当然うちだけ過度に高いとか処理代が高いということではなくて、地域の中の医療機関として、横並びではないですけども、それに沿った形で今回金額を設定させていただきました。</p> <p>以上であります。</p> <p>そのほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p>

当局の説明	(議員席) 學山副議長	これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。 **なしの声** なしと認め、討論を終わります。 これから議案第8号についての採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席) 學山副議長	**なしの声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	學山副議長	日程第14、議案第9号、おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (西館道幸君)	それでは、議案第9号についてご説明申し上げます。 議案書の94ページから96ページをご覧ください。 新旧対照表は、添付参考資料77ページから79ページになります。 本案は、附属機関の会議を書面による審議をもって会議に代えることができるようにするため、また附属機関の見直しに伴い、2つの附属機関の所掌事項等の改正及び1つの附属機関の設置を行うため、提案するものであります。 主な改正内容は、附属機関の会議を書面審議に代えることができるよう規定を追加し、町防災会議の所掌事項と町ハートピア助成金審査会の名称変更及び委員構成と任期を改正し、新たに町予防接種健康被害調査委員会を追加するものであります。 なお、この条例は公布の日から施行するものとし、町まちづくり活動支援事業助成金審査会の規定は令和3年4月1日から施行するものであります。 以上で説明を終わります。
	學山副議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。

<p>質疑</p>	<p>8番 (平野敏彦君)</p> <p>學山副議長 (議員席)</p> <p>學山副議長 (議員席)</p> <p>學山副議長 (議員席)</p> <p>學山副議長</p> <p>學山副議長</p>	<p>8番、平野議員。</p> <p>これについては防災会議等機関とか職名が記されていますから、上のあれに基づいて、町の計画に基づいてなっていると思いますけれども、実際にそのほかの予防接種とそれからまちづくり支援事業の構成なんですけれども、こっちの予防接種はこれも副町長以下医師会、関係機関の職員となっていますけれども、まちづくりについては、町長、これは女性の登用をひとつ頭に入れて増やしてもらいたいなど。極力そういう機会を捉えて、男女共同参画じゃないけれども、意識して構成に気を配ってほしいということをお願いしておきます。</p> <p>以上です。</p> <p>答弁はいいですか。（「はい」の声あり）</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>***なしの声***</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p>***なしの声***</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第9号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>***なしの声***</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第15、議案第10号、おいらせ町ハートピア基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>それでは、議案第10号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書97ページ、98ページをご覧ください。</p> <p>本案は、まちづくり団体等の活動に対して支援するハートピア助</p>
<p>当局の説明</p>	<p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	

		<p>成金制度について、制度の名称及び事業内容の一部拡充など、本年4月1日から見直しを行うことに伴い、制度運用の関連基金であるハートピア基金についても名称変更を行い、併せてこれまでの基金の原資としていた市町村宝くじに係る青森県市町村振興協会交付金の運用についても適切に処理する必要があるため、基金積立規程を削除するものであります。</p> <p>詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたします。</p> <p>別冊の添付参考資料80ページをお開きください。</p> <p>まず名称の変更の関係ですが、条例の題名及び第1条の設置規定について、新しい名称であるまちづくり活動支援事業に改め、第2条の積立規程では市町村振興宝くじに係る交付金の運用方法として、基金化せずに当該年度内で処理することが原則となるため、市町村振興宝くじ交付金の積立てに関する規定を削除するものであります。また、施行期日は本年4月1日であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>吉村議員。</p>
質疑	10番 (吉村敏文君)	<p>この中に、おいらせ町民、また町内における独創的かつ自主的なまちづくり活動を支援するとあるんですが、具体的にどういう団体を指すんでしょうか。それと基金なんですが、今現在幾らぐらいの基金を持っているのか、その辺のところをお知らせください。</p>
答弁	<p>山副議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>2点ご質問いただきました。</p> <p>まず1点目、町内における独創的かつ自主的なまちづくり活動云々でございますが、実はこれ現行ハートピア助成金制度の活用できる団体という定義になりますが、大きく分けて2団体あります。2つに分かれます。まず一つは町内会であります。もう一つは、町内会以外の要はまちづくり等を行っている団体です。そちらにつきましては、10名以上で構成されていることとか活動場所がおい</p>

<p>質疑</p>	<p>學山副議長 10番 (吉村敏文君)</p>	<p>せ町内にあることとか、まちづくりに関する活動を確実にやっていること、そういった条件がございます。</p> <p>それから、基金の状況でございますが、直近の数値で基金残高5,856万8,475円となっております。</p> <p>以上です。</p> <p>10番。</p> <p>これ今説明を受けたんですが、町内会とかそれ以外の団体ということなんですが、まちづくり云々かんぬんがあるんですが、これ一般的に知っている方はどのぐらいいらっしゃるんでしょうかね。私もこれでちょっと相談を受けて担当課に行ったことあるんですが、そのときの感覚でいけば非常に使い勝手が悪い、規制が厳しいような気がいたします。その中で残高、基金の残額5,600万円ということがあるわけですから、これを何ていうかな、相談に行ったとき感じたことなんですが、非常に規制が厳しいような気がいたします。物すごく使い勝手がよろしくないなという思いでいます。これは行政に詳しい方たちでないとなかなか利用できないんじゃないかなという印象を私も持っているんですが、その辺のことについてはどういう考えを持っているのか、また5,600万円ある基金をこれもまた増やしていくのか、それともまたこれ有効的に使っていくのか、そういうところの視点で考えたときに、この辺のところどう考えるのか、町側の考えを聞きます。</p>
<p>答弁</p>	<p>學山副議長 まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>何点かご質問いただきました。お答えをいたします。</p> <p>まず、よくこの制度、知らない人がいるとか使いにくいと思っている人がいるというご指摘いただきました。ちょっとPR不足だったことを反省してございます。</p> <p>実は広報等でも年に2回お知らせしているということ、それから主たる利用団体が町内会でありますので、町内会の連絡会議等でもご案内しているところであります。</p> <p>実績としましては、毎年度大体20件ぐらい、その年によって10件の前半のところもありますが、おおむね大体20件前後で利用</p>

		<p>団体がいるところであります。</p> <p>それから、見直しにつきましても、実は今回も町内会の加入促進事業のところを使いづらいというところがありましたので、ちょっとした小さい見直しであります。今回見直しをして拡充するというので、少しずつであります。実情等勘案しながら見直しを行っているところでございます。今後につきましても利用状況等勘案しながら必要に応じて見直しはしていきたいと考えてございます。</p> <p>それから、基金の今後につきましても、この基金そのものはこれから増えることはございません。この基金を基に改正前のハートピア助成金の制度に活用していく予定でありますので、基金の範囲内でまちづくり活動等の助成に充てていきたいと考えてございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>學山副議長</p> <p>10番 (吉村敏文君)</p>	<p>吉村議員。</p> <p>町内会またはそれ以外の団体、まちづくりに関係する団体ということでございますので、具体的に、もし差し支えなかったら、大きなところ、このところですよ、このところですよ、こういう団体ですよというのがもし教えていただけるのであれば教えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>學山副議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>町内会以外のまちづくり団体での実績の状況ということです。</p> <p>昨年度でいいますと、おいらせホットハートクラブバンド、町民の方方で構成しているバンドのメンバーですが、そちらで活用していただいたり、劇団笑劇という団体でもお使いいただいております。それから特定非営利活動法人「ふれあいさわやか青森」さんというところでもお使いいただいております。これは昨年度の実績であります。今年度でいいますと劇団笑劇、それから森林文化愛好会、傾聴ボランティア「あゆみの会」、この3団体がこの制度を利用しております。</p> <p>以上です。</p>

質疑	<p>學山副議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番、澤上 勝議員。</p> <p>80ページのちょっと確認ですけども、宝くじのやつが入らなくなるという解釈すればいいのかな、これ。</p>
答弁	<p>學山副議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>実は12月定例会のときもこれに関連した質疑のやり取りがあって、その中でも若干触れた経緯がございます。毎年度1,000万円弱ぐらい、青森県市町村振興協会から市町村宝くじ収益金の一部を各市町村に交付しているものがございます。おいらせ町で先ほど言ったとおり毎年度大体1,000万円弱ぐらい交付いただいております。</p> <p>実は、この宝くじ収益交付金の使い方について、これまで町の運用としてはハートピア助成金で使って、残った部分を基金に積立して現在の5,000数百万円まで至っているわけなんですけど、県市町村振興協会の担当の方とのやり取りの中で、この交付金、宝くじ交付金の使い方については当該年度内に全部使い切るのが前提ですよと、残ったものを基金処理して次年度以降使うことはよろしくないというお話をいただきました。さらに、その充てる先の事業についても、地方財政法第32条というものがあるんですけど、法律に基づく充当できる事業が決まっておりますので、その関わりからいっても基金化することは適切ではないということでご指摘をいただきましたので、今回見直しの機にその運用についても改めようということがございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>學山副議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p> <p>學山副議長</p>	<p>2番。</p> <p>すると、課長、本会計で処理するという解釈でいいのかな、今の説明の中で1,000万何ぼ。その当年度で目的使用すればいいという説明になんのかな。もう一度。</p> <p>まちづくり防災課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>議員ご指摘のとおり、今年度から、残ったものを基金に積立てするのではなくて、1,000万円弱、宝くじ交付金が来ますとそれは公民館等の管理業務委託料にそのまま充当する形で考えてございます。それは来年度以降もそういった形で運用したいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>學山副議長 2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番、澤上議員。</p> <p>ですから、課長、本会計に一旦入れて、本会計から出すという解釈なのか、別会計でいくのか、その辺が今明確でないみたいです。</p> <p>まちづくり防災課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>一般会計の歳入で宝くじ交付金を受けまして、それをそのまま充当するような形になります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>學山副議長 3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番、馬場正治議員。</p> <p>今の澤上議員の質問とも関連しますけれども、従来あった全国自治宝くじ助成金というのは廃止されるわけですか。あれに申請して集会所を建てた町内会とか3,000万円ぐらい助成されて、あとは目的別に3,000万円限度とか250万円限度とかあって、例えば下田まつりの山車小屋、この2棟も250万円限度のコミュニティー活性化事業の目的で申請してそれで建てているわけです。非常においらせ町は、当時、私が町内会長をしておったときですけども、10年ぐらい前までは当たり率が多かったんですよ。全国自治宝くじに申請すると50%以上当たったんですね、あれで除雪機を買った町内会とか非常に役に立ちましたけれども。</p> <p>あの全国自治宝くじの助成金とは別で、今回課長が説明しているのは従来のハートピア事業ですから、ハートピア助成金は限度20</p>

<p>答弁</p>	<p>學山副議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>万円の範囲でまちづくり団体に助成するという性質のものですから、そっちのことですね、間違いありませんか。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>馬場議員おっしゃるとおり、今回対象となるのは従前のハートピア助成事業であります。先ほど言った3,000万円とか1,000万円というお話は、今度別メニューの自治総合センターというところから町内会等いろいろな団体にコミュニティー助成事業等で助成される別な制度があります。これとはまた別物でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>學山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p> <p>學山副議長</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野議員。</p> <p>今聞いて、ちょっと私もよく理解できない。ハートピアは名称が変更になるのは分かります。残金も基金残高が5,800万円あるということで、これなくなれば多分廃止になるのかなという将来見通しを確認したいと思います。</p> <p>それと、これと似たのが三沢市でもやっているんですけども、三沢市の場合はこの利用団体が実績を公表しているんですよ。やはり町の補助を受けているわけですから、何らかの形で公に公表すべきじゃないですか。私はそれがなければちょっと、今、吉村議員が質問したように、見えることによって、可視化することによっていろいろな団体でも手を挙げられるし、理解もできるわけですけども、これは三沢市みたいにいろいろな形で実績を公表していくという考えがないか、これが1点。</p> <p>それと、これは一般会計に入れて公民館管理の委託料に充当するんですよと、これ毎年やっていくということですけども、管理委託というのは本当にまちづくりに関わるのかなという疑問あるんですけども、これでいいんですか、この3点。</p> <p>まちづくり防災課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>3点ほどご質問をいただきました。</p> <p>まず1点目、今、基金の残高が5,800万円ぐらいで、今後の見通しということですが、ハートピア助成金の1年間の助成額であります。今年度で約140万円弱という形になります。昨年度は400万円弱だったんですが、年度によって多少前後しますが、おおむね大体200万円から400万円ぐらいというものでありますので、仮に400万円ぐらいであれば10数年はもつものと考えてございます。</p> <p>それから、2点目、制度の実績のPRのことであります。</p> <p>確かに議員おっしゃるとおり、この制度、ほかの団体の方にも有効に使っていただくためには活動内容等をPRするのも一つの手かなと思っておりますので、そちらは公表できるような形で受け止めて検討していきたいと思っております。</p> <p>それから、充当する関係であります。公民館の管理運営がまちづくりに資するのかということですが、先ほど宝くじ交付金の充当のことについて地方財政法第32条のお話をいたしました。この中で12項目ほど事業が分かれてございます。この中にはまちづくりという言葉は一切出てきておりません。公民館の充当につきましては、文化活動の拠点となる施設の運営の充実なる事業に充当できると、その12項目のうちの1項目にありましたので、それを適用して公民館等の管理運営事業に充当するものであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>學山副議長 8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番、平野議員。</p> <p>財政法の規定によってその項目が当たるものがそれしかないという形でありますけれども、もっとひねってみればまだほかに活用できる、効果を上げられる部分があるんじゃないかなと私は感じます。</p> <p>それと、公表のほうで、これは私は議会としても当然公表されるべきだと思いますよ。三沢市はちゃんとこの事業この事業この事業にこういう団体が取組んで、今年度はこういう成果を上げていますよというのちゃんと出ていますよ。ただ議会は予算を議決すればいいというもんじゃないんですよ。ぜひ今年度の令和2年度の実績から議会に提示してくださいよ。町長、そう思いませんか。ほかでやってんのに、何でできないの。しかも残金が5,800万円しかな</p>

答弁	學山副議長	いわけです。さらにその効果を上げるにはやはり広く各町民に知らしめる、団体に知らしめる、そういう手段を取るべきだと思いますよ。お願いします。
	まちづくり防災課長 (成田光寿君)	まちづくり防災課長。 2点ほどご意見をいただきました。 まず1点目、公民館の管理運営事業の充当の関係であります、ずっとこの事業、公民館関係に充当していくつもりはございません。その都度、地方財政法第32条の適用事業も変わってございますので、その事業を基に財政当局と協議しながら、どの事業に充てるかというのを協議していくこととしてございます。一応今年度と来年度については公民館の管理運営事業と取扱いしているものでありますので、それ以降のことについてはその都度協議していきたいと思っております。 それから、公表のことにつきましても、決してやらないわけではなくて、やる方向で考えておりますので、やる方向で受け止めていただきたいと思いますと思っております。 以上です。
	學山副議長 (議員席)	ほかにございませんか。 **なしの声**
	學山副議長 (議員席)	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。 **なしの声**
	學山副議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第10号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	學山副議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
學山副議長	日程第16、議案第11号、おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に	

<p>当局の説明</p>	<p>保健こども課長 (小向正志君)</p>	<p>ついてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>保健こども課長。</p> <p>それでは、議案第11号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の99ページ、100ページをご覧ください。</p> <p>本案は、放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員の資格要件を拡大するものであります。</p> <p>その内容は、放課後児童支援員、つまり放課後児童クラブの職員は保育士や社会福祉士といった資格を有する者で、都道府県または指定都市の長が行う研修、放課後児童支援員認定資格研修を修了した者でなければならないとされております。</p> <p>このたび研修受講機会の拡大を図るため、設備運営基準が改正され、中核市の長も実施できることとされたことから、同研修を修了した者も支援員としての資格要件に含まれたことから、当町においても当該基準に従い同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。</p> <p>条文の詳細説明は、添付参考資料の新旧対照表81ページをご覧ください。</p> <p>第10条第3項中「指定都市」の次に「もしくは同法第252条の22第1項の中核市」を加えるものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第11号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>學山副議長 (議員席)</p>	
	<p>學山副議長 (議員席)</p>	
	<p>學山副議長 (議員席)</p>	

当局の説明	學山副議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	學山副議長	<p>日程第17、議案第12号、おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p>
	介護福祉課長 (田中淳也君)	<p>議案第12号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の101ページから102ページになります。</p> <p>本案は、第8期介護保険事業計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの介護保険第1号被保険者の介護保険料の額等を改めるため、条例の一部を改正するものです。</p> <p>その主な内容についてご説明申し上げますので、別冊の添付参考資料82ページ、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>保険料率の第2条第1項では、適用年度を令和3年度から令和5年度までに改めたほか、第1段階から第10段階までの各区分の年間保険料をそれぞれ改めております。</p> <p>標準となる第5号、第5段階をご覧ください。年額8万1,000円から1,800円引き下げ、7万9,200円としております。月額に換算いたしますと6,750円から6,600円、150円の引下げとなります。以下、この基準を1として各段階の割合を乗じ、どの区分においても引下げの改正をしております。</p> <p>また、第7号から第9号までの市町村が定める額を国の改正に合わせてそれぞれ改正しております。</p> <p>83ページをご覧ください。</p> <p>第2項の減額賦課においては、適用する年度を令和3年度から令和5年度までの各年度に改め、所得の少ない第1段階から第3段階までの区分の減額後の年間保険料をそれぞれ改めております。</p> <p>なお、先般、2月18日の議員全員協議会で説明したときの内容と変更がないことを申し添えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
學山副議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p>	

<p>質疑</p>	<p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>質疑ございませんか。 2番、澤上 勝議員。</p> <p>82ページの(2)のところでありませけれども、5万5,080円が5万9,400円、この部分だけが約4,400円アップになっていると私は見ませけれども、あとの部分は全部下がっています。第2段階でありませけれども、これは世帯全員が町民税非課税かつ本人の公的年金等収入プラス合計所得が80万円を超える120万円以下の方でありませけれども、ここだけがどういわけかアップになっているわけですけれども、課長は全部下がったと表現したけれども、その部分、なぜこの部分が上がっているのか、そしてこの部分のいらせ町の該当世帯はどのぐらいいあるのか、その説明をお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>學山副議長 介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>第2号のところですが、前回の第7期保険料のときに遡りますけれども、その当時、第2項で説明した減額賦課に關しましては第1段階の人だけが減額賦課の適用になっておりました。そういう關係で、第2段階と第3段階は国の基準では同じ0.75という基準で定めておりましたが、差をつけるために当町独自に0.68という基準をもって引下げをしていたものになります。</p> <p>今回、第8期保険料設定におきまして、減額賦課の段階が第1段階から第3段階まで適用してやるということになりますので、国の基準に合わせて設定したものでありまして、ここの第1号の中では確かに引上げということになりますけれども、減額賦課になりますと減額ということになりますので、そういうことでご了承いただきたいと思ひます。</p> <p>第2段階の被保険者の人数につきましては、ここに資料ありませんので、後日、委員にお知らせしたいと思ひます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>學山副議長 2番</p>	<p>2番、澤上議員。</p> <p>今、課長が説明したのを私はちょっと理解できない。賦課して、</p>

<p>答弁</p>	<p>(澤上 勝君)</p> <p>學山副議長</p> <p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>結論的に上がったということでしょう。違うのかな。5万5,080円より実質取るのが高くなったということでしょう、違うのかな。前の話をしてもちょっと違うんでないか、意味が。理解できない。</p> <p>介護福祉課長。</p> <p>先ほどの説明と重複しますが、第2項第2号の保険料につきまして、最終的に徴収する保険料が4万500円から3万9,600円、これが減額賦課になるんですけども、この第2号と、第1項の5万5,080円が5万9,400円になっているところから先ほど説明した減額賦課の適用を受けて4万500円から3万9,600円、最終的にはこの金額を徴収する、賦課をするということになります。</p> <p>以上になります。</p>
<p>答弁</p>	<p>學山副議長</p> <p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>議論の途中なんですけれども、先ほどあった第2号の第2段階と第3段階の被保険者の人数なんですけれども、税務課で賦課している人数の表がありましたのでお知らせいたします。</p> <p>第2段階につきましては675名、第3段階につきましては532名に1月現在でなっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>學山副議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番、澤上議員。</p> <p>田中課長の説明、まだ理解できない。もう少し砕いて、公式というか、私以外に皆して理解していれば別問題だけれども。</p>
<p>答弁</p>	<p>學山副議長</p> <p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>何回言っても理解できないという話もありますけれども、話をしたいと思います。</p> <p>第1段階の保険料を国の基準に合わせて今回設定しているわけなんですけれども、前回の第7期保険料のときにつきましては国の基</p>

		<p>準は第2段階、第3段階が0.75という、基準額に0.75を乗じて設定をしておりますけれども、国の減額の賦課に行きますと第1段階だけ減額賦課の規定が設けられておりました。その際に、当町では第2段階と第3段階に差をつけるために、第2段階を0.75から0.68に町独自に引下げを行っております。それが第7期になります。</p> <p>第8期保険料を設定するに当たって、減額賦課の規定が、国の規定が第1段階から第3段階まで適用が広がりましたので、減額賦課を適用するために、通常の賦課の基準額は国の基準の0.75に戻しまして、2段階、3段階とも0.75という設定になります。ただ、減額賦課に行きますと第1段階は基準額の0.3、第2段階は基準額の0.5、第3段階は基準額の0.7という設定になっておりますので、第1項では高くなっているような感じになりますけれども、最終的に賦課をするのは隣の第2項の適用を受けますので、引下げということになっております。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第12号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第18、議案第13号、おいらせ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
	<p>學山副議長 (議員席)</p>	
	<p>學山副議長 (議員席)</p>	
	<p>學山副議長 (議員席)</p>	
	<p>學山副議長</p>	
	<p>學山副議長</p>	

<p>当局の説明</p>	<p>地域整備課長 (泉山裕一君)</p>	<p>それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書103ページから108ページ、新旧対照表は添付参考資料の84ページから91ページになります。</p> <p>本案の道路占用料の額については、道路法施行令に規定する額に準じて定めているため、同施行令の一部が改正されたことに伴い、本条例の別表に定めている占用料の額に所要の改正を行うため、提案するものでございます。</p> <p>今回の改正の主な理由として、1点目は、固定資産税評価額の評価替え地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた道路占用料の改正を行うものです。</p> <p>2点目は、道路法施行令別表において占用物件の種類ごと、所在地区分ごとに全国を第1級地から第5級地に区分分けされ、当町は第4級地に該当していることから、その道路占用料の額に改正を行うものです。</p> <p>添付参考資料の84ページから91ページの新旧対照表に記載しているとおり、改正により道路占用料の額が全体的に引き上げられることとなります。</p> <p>なお、この条例は、令和3年4月1日施行するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>學山副議長 (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>學山副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>學山副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第13号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>學山副議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>

	<p>學山副議長</p>	<p>日程第19、議案第14号、おいらせ町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>地域整備課長 (泉山裕一君)</p>	<p>それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書109ページ、110ページ、新旧対照表は添付参考資料の92ページ、93ページになります。新旧対照表でご説明いたしますので、添付参考資料の92ページ、93ページをご覧ください。</p> <p>本案は、道路法等の一部を改正する法律の公布により道路構造令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。</p> <p>改正内容は、道路構造令第31条に定める交通安全施設に自動運行補助施設が追加されたことに伴い、条例第33条で定める交通安全施設に自動運行補助施設を追加するものであります。</p> <p>また、道路構造令第41条に新たな条項が加えられたことに伴い、改正前の道路構造令第41条が第42条に繰り下げられたため、条例の道路構造令第41条を引用している箇所を第42条に改正するものであります。</p> <p>なお、この条例は、令和3年4月1日施行するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>學山副議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>吉村議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>10番 (吉村敏文君)</p>	<p>1点だけ。</p> <p>これ自動運転の補助施設ということでございますが、具体的にはどういうものになって、どういう形でこれから運用していくのかなということについて答弁願います。</p>
<p>答弁</p>	<p>學山副議長 地域整備課長</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>それでは、自動運行補助施設というものについてご説明いたしま</p>

	<p>(泉山裕一君)</p>	<p>すが、県で示されているものを読み上げるだけになりますので、ご了承ください。</p> <p>磁気マーカー等を道路の路面下に設置し、自動運転等の運行を補助する施設ということで、磁気や電波、あとそれから車両のセンサー等が感知して自己の位置などを特定する補助施設のものが対象になるということで明記されております。どういうものかというも私も見たことがありませんのでご説明はできませんけれども、そのように書かれております。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	<p>學山副議長</p>	<p>吉村議員。</p>
	<p>10番 (吉村敏文君)</p>	<p>本当に簡単な疑問なんです、これから道路工事等をやる場合はこういうものも設置をしていって自動運転に対応していくというものなのでしょうか。そしてこれまた、ここにうたっているんですが、具体的な見通しとかそういうのは何もないのかな、その辺のところをよろしくお願いします。</p>
	<p>學山副議長</p>	<p>地域整備課長。</p>
答弁	<p>地域整備課長 (泉山裕一君)</p>	<p>これは町が設置するという考えではないというのを認識していただきたいと思います。</p> <p>この設備というのは自動運行補助ということで、自動車が自動的に無人でも動くようなことのために想定されているための装備を地面の下とか道路の敷地内に入れるということを想定していると思います。</p> <p>それで、大変申し訳ございません、先ほど議決いただきました道路占用手数料条例の添付参考資料の85ページの一番下段のところに、法第32条第1項第3号の隣に自と動と書いております。次のページをめくりますと86ページの2列目、運行補助施設と書いておりますので、あくまでもあの道路占用が出されてきた、メーカーとかそういうところから道路占用が出されてきたときにこれにのって占用料を取りなさいということで、この2つの条例のところで今回マッチングしているような形になります。</p> <p>以上になります。</p>

質疑	<p>學山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野議員。</p> <p>これは国の施策の一環として進められるという形で理解をしますけれども、そうすればメインは国道になるんですか。よくよく見れば、こっちが、改正のほうを見れば町道もおいらせ町の道路占用にも載ってきていますから、国道、町道、そうすると全ての道路にこういうマークが埋設されるのか、この辺は情報がないですか。</p>
答弁	<p>學山副議長</p> <p>地域整備課長 (泉山裕一君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>まず、この条例の趣旨を若干説明しなければならいんですけれども、こちらの条例というのは、道路構造令というのが平成23年に改正されて、あくまでも道路構造令というと高速道路及び国道に対しての構造令になります。そのときに一緒に行われたことが県道及び町道に関しては国の施行令を参酌して各条例で設定しなさいということでこの条例ができております。</p> <p>今回、国がどういう動きをしたのかということは、多分国がこういう自動運行等に関してのものを今後進めていきたいという思いで多分道路構造令側が変わったと思いますけれども、それに影響を受けて県道及び町道も全部これを横並びで今直しているという形になっております。</p> <p>今これを全部埋めてこういうマーカを今度やっていきますよという等の情報なんですけれども、そちらは全く全然入っていないのが実情でございます。</p> <p>以上になります。</p>
	<p>學山副議長 (議員席)</p> <p>學山副議長 (議員席)</p> <p>學山副議長</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p>

当局の説明	(議員席) 學山副議長	これから議案第14号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで会議時間を延長いたします。 ここで、16時5分まで休憩いたします。 (休憩 午後 3時48分)
	西館議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 議長を交代します。 (再開 午後 4時05分)
	病院事務長	日程第20、議案第15号、おいらせ町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 病院事務長。
	(田中貴重君)	それでは、議案第15号についてご説明申し上げます。 議案書の111ページから112ページになります。 併せまして、議案書添付参考資料94ページになります。 本案は、おいらせ町病院事業の設置等に関する条例第3条第2項に定める診療科目に脳神経外科を追加するものです。 なお、脳神経外科は平成29年12月より八戸圏域連携中枢都市圏の医師派遣事業で既に派遣を受けていることにより、公布の日から施行し、改正後の第3条第2項の規定は平成29年12月1日より遡及適用するものであります。 以上で説明を終わります。
	西館議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。
(議員席) 西館議長	**なしの声** なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。	
(議員席)	**なしの声**	

当局の説明	西館議長	なしと認め、討論を終わります。
	(議員席)	これから議案第15号について採決をいたします。 本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	日程第21、議案第16号、新町建設計画の一部変更についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 政策推進課長。
政策推進課長 (柏崎勝徳君)	それでは、議案第16号についてご説明申し上げます。 議案書113ページ、別冊の新町建設建設をご覧ください。 新旧対照表は、別冊の添付参考資料95ページから119ページになります。 本案は、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、合併特例債を起債できる期間が延長されたことから、合併特例債を有効に活用できる環境を整え、今後も継続して町の一体性を確立するとともに、地域全体の均衡ある発展と住民の福祉向上を図ることを目的に、新町建設計画の一部を変更するため提案するものであります。 主な変更点についてご説明いたしますので、別冊の添付参考資料95ページをお開きください。 まず目次のページであります、今回の新町建設計画の変更の根拠となる法律を明記するとともに、これに伴い合併特例債の発行期限が25年間に延長可能となったことを明記しております。 97ページをご覧ください。 3. 計画の期間であります、平成18年度から令和12年度までの25年間に変更するものであります。 104ページをご覧ください。 第4章、新町建設計画の基本方針の第1節、新町の将来像につきましては、平成31年に作成した第2次町総合計画において新たに掲げられた町の将来像「子どものびのび 大人いきいき とともにつくるおいらせ町」に変更するものであります。	

なしの声

		<p>105ページをご覧ください。</p> <p>第4節、土地利用方針につきましても、109ページにわたって記載のとおり、第2次町総合計画において新たに策定された土地利用基本方針の内容に変更するものであります。</p> <p>111ページをご覧ください。</p> <p>第6章、新町における青森県事業につきましては、112ページに記載の3つの県事業について追記するものであります。</p> <p>113ページをご覧ください。</p> <p>第8章、財政計画であります、119ページにわたって記載のとおり、平成18年度から令和12年度までの25年間に変更するものであります。</p> <p>そのほか全編にわたりまして字句の変更や、前回変更時からの経年や社会情勢の変化に伴う数値の変更、最新の統計データへの更新を行っております。</p> <p>ただいまご説明した変更等を反映させ、別冊でお配りしております新町建設計画のとおり策定するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>2番、澤上 勝議員。</p>
質疑	2番 (澤上 勝君)	<p>一つだけ確認をしますけれども、95ページの第7章、公共施設のマネジメントということで、適正配置と整備をタイトルというか、名称といいますか、これを直しているわけでありましてけれども、その意味合いがイコールなのか、その辺の説明をお願いします。</p>
答弁	西館議長 財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>財政管財課長。</p> <p>公共施設については財政管財課所管で原稿を書きましたので、答弁いたします。</p> <p>適正配置と整備ということで変更前書いていたのをマネジメントと変更した趣旨でございます。基本的に適正配置と整備という趣旨も含んでおりますけれども、今につきましては施設の長寿命化とい</p>

		<p>う概念もありまして、これらもひっくるめてマネジメントという取組を行っていかねばなりませんし、庁内でもマネジメント推進委員会というのを組織して取組をしているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長	2番。
	2番 (澤上 勝君)	マネジメントの意味合いは調べていると思うんですが、経営が入るんですよね。その辺の考え方があったのか、ないのか。
答弁	西館議長	財政管財課長。
	財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>お答えします。</p> <p>経営というワードを直接使って考えてはおりませんでしたけれども、適切に管理運営していくという趣旨で、そういった意味でもマネジメントというのは使ってもよいと認識していましたので、このように表記した次第でございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長	2番。
	2番 (澤上 勝君)	課長が認識しているということは、何かの書物を調べて認識して、その意味合いがこれに適するということですか。
答弁	西館議長	財政管財課長。
	財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>お答えします。</p> <p>これは私個人的な認識ということばかりではなくて、国を挙げての公共施設適正管理計画という取組自体、公共施設マネジメントという取組という言葉を用いて全国的に行っているものでございますから、特別に町が認識を変えたとか、私個人の認識でもってマネジメントという言葉を使ったということではなくて、全国的な流れもあるということでご理解いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>

質疑	西館議長	ほかに質疑ございませんか。
	8番 (平野敏彦君)	<p>8番、平野敏彦議員。</p> <p>私は、資料別冊で確認をさせていただきます。</p> <p>まず5ページのところですけれども、行財政運営の方針のところ で、住民と行政の新たな役割分担を構築とあります。住民と行政の 役割、どういうものを指しているのか説明いただきたいと思います。</p> <p>それから、退職者の補充抑制や定員適正化の策定による適正な人 員配置を図るとあるんですけれども、退職者の補充を抑制して職員 を減らすという計画なのか、この点について説明をいただきたいと 思います。</p> <p>それから、24ページですけれども、新町の施策のところ、自 然環境の保全、②のところですが、水と緑に囲まれたアメニティー 都市を形成しますとありますけれども、これはどこの地域を指して、 どういう構想をしているのか説明をいただきたいと思います。</p> <p>それから、ちょっと前に戻ります、19ページ、新町建設の基本 方針のところにありますけれども、③地域に根差した産業が活力を 支える町、この最後のところに新しいブランドを主軸とした地域産 業を目指すとありますけれども、新しいブランドを主軸とした地域 産業というのは、町内のある既存の店を指しているのか、新たな地 域を設定してそこに企業を呼び込んでくるのか、この辺を説明いた だきたいと思います。</p> <p>次の4番のところ、地域の伝統文化を継承する教育・文化活動と ありますけれども、今コロナでいろいろな意味で文化活動、そして 郷土芸能、いろいろなものが機会を失っております。これらについ てはどのような形で助成をしながら活動を支援していくのか、この辺 も説明いただきたいと思います。</p> <p>それから、6番の住民と行政の協働の町、これは自治基本条例に うたっているわけですがけれども、住民と行政の新しい役割分担によ る行政経営とありますけれども、役割分担では住民は何をやるのか、 行政は何をやるのか、自助、共助、公助と前にも出ていますけれど も、この辺、既存の町内会、いろいろな形での役割分担というのは 明確にされているのか、この点お伺いいたします。</p>
	西館議長	政策推進課長。

<p>答弁</p>	<p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>平野議員のご質問にお答えします。質問が多岐にわたりましたので、答弁漏れがあったらご指摘をいただければと思います。</p> <p>まずは今回の新町建設計画の基本となるところでございますが、基本的には計画を5年間延長するというのがメインでございまして、内容としては前回のものを踏襲している部分が、変更してない部分がほとんどでございますので、今回特に変更してないというところもございますので、答弁できないところもあるかもしれませんが、ご了承いただければと思います。</p> <p>まず5ページの住民と行政の新たな役割分担を構築するという点につきましては、これは当時からこのような文言で書いてありましたけれども、要は協働のまちづくりと申しますか、行政が全て賄うということは今の行財政運営の中ではなかなか難しいということもございますので、自助という部分も住民の方々にも役割分担、あるいは共助、地域でできることはというところで役割分担を構築してまいるといってございます。</p> <p>それから、適正な人員配置につきましては、こちらには退職者の補充抑制と明記しておりますが、これも平成18年の新町合併するときの基本理念でありました6割財政というところから来ている文言でございますが、当時は補充抑制に努めておりました。現在は退職者については適正な人数を採用して補充しているというところがございますけれども、基本的な考え方としては、行政の健全化を図るという意味で過剰な職員を採用しないということの考え方によるものと思っております。</p> <p>それから、続きまして、19ページの新しいブランドを主軸とした地域産業というところにつきましては、おいらせという全国的に知名度のある名前を当町がつけているということで、そのおいらせというキーワードを生かして新しいブランドなり、おいらせという名前そのものがブランドというところでの考え方から、そういう考え方を持って地域産業を育成といいますか、創出していくという考えに基づくものと思っております。</p> <p>それから、その下の「おいらせの文化が薫るまち」のところの地域の伝統文化を継承する教育・文化活動につきましては、ご指摘のとおり今のコロナ禍で、なかなか、例えば伝統芸能等についても、そういう文化活動につきましてもやりづらい状況でございますが、</p>
-----------	---------------------------	--

		<p>ワクチン接種が進んでコロナの状況がだんだん緩和されていくようになれば、また新たなバックアップの方法等を考えながら振興していくということになると思います。</p> <p>それから、6番の協働のところでございますが、住民と行政の新しい役割分担ということにつきましては、先ほど申しましたとおり、自助、共助、公助のところでそれぞれ必要な役割分担をしながらということでございます。</p> <p>それから、最後になりますが、24ページの自然環境の保全の中でのアメニティー都市という言葉についてでございますが、当時のアメニティー都市ということの意味をこの場で何とも申し上げることはできませんけれども、当町のおいらせ町というところできますと、水に関わるところあるいは田園風景、あるいは畑作の風景等もでございます。そういう水あるいは緑に囲まれた都市を町全体として形成していくんだということでの文言というか、計画の書きぶりになっているものと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>基本は地方債の特例に関する法律の一部改正に基づいて合併特例債を有効に活用できる環境を整えていく期間が5年延長になったということで理解をしますけれども、資料としてこの新町建設計画、令和3年3月変更という形で出ているわけですから、ただ前のを踏襲した、字句、文言を直して抜粋して配付しているというのであれば、ちょっと私はそういう意味では補完の仕方が足りないんじゃないか、今の説明を聞いてもよく理解できない部分がいっぱいありますよ。自分たちも議員として地域住民にいろいろなことを聞かれるわけですから、なるほどなという説明をしていかないと、何やってんだと、議会の議員やっていて、ぱっとしないという評価をされるわけで、少なくとも、例えば19ページのところの「住民と行政の協働のまち」とかっていうのは、町民はこれくらい、これまでの分野とか、町内会はこれまでの分野とか具体的なものを示していくことによって、自分たちも議員として、町ではこういう考えだよということを説明できるわけですけども、字句だけで表現しているわけです。この辺はちょっと残念だなと思います。本当に言葉ではい</p>

		<p>いんだけど、自分で表現できる数値とか、この地域とか、そういうのがこれから伝わってこないんですよ。非常に私はその辺が本当に、文章的にはいいんだけど、まちづくりこれでいいのかなという思いがあります。</p> <p>さっきも課長言ったように、職員の部分でも、職員が足りない足りないと言っているながら、これからいったら適正な人員配置を図ると計画しているわけですから、職員が足りないなんていうのは言えないと思いますよ、私は。じゃあ適正な人員配置になってないんじゃないかということになるわけですから、こういうのに文言表現したらそれに沿った形で行政運営をしてほしいし、議会の答弁もそういう形で答弁してほしいと私は思いますよ。</p> <p>今急にこの部分について質問したから、簡単には準備ができてないと思いますので、答弁は要りませんが、私はそういう思いがありますので、次の機会にまた確認をさせていただきます。</p> <p>終わります。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>3番、馬場正治議員。</p> <p>簡単なことですが、議会に上程する議案の資料として、白黒印刷した資料、全く数字も見にくい。節約することは悪いことではありませんけれども、もっと見やすくカラーの資料にしてほしかったというのが私の印象です。今後は検討していただくようお願いいたします。特に土地利用計画なんか色分けしている資料なのに白黒なんです。これでは理解できません。今後は改善していただくようお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>馬場議員ご指摘のとおりで、確かに見にくいかなということで、今回このような形で提案したことに関しては反省しているところがございますが、今回ご議決いただきました暁には、印刷をしてお配りをしたいと思っておりましたので、そちらでご理解いただければと思います。</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長 10番 (吉村敏文君)</p>	<p>以上です。</p> <p>10番、吉村敏文議員。</p> <p>1点だけ。こちらの資料で18ページ、③の地域に根差した産業、活力を支えるまちの中で、下段の工業についてのところなんです、企業誘致も困難な状態ですと、そして新しい展開を目指していきますとうたっているわけなんです、私は何回もこれいろいろな場面で言っているわけなんです、今こういう文言をうたっているわけなんです、これ何をどういうものをイメージして新しい展開を目指していきますということなのか、この趣旨をお聞きします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>こちらでも当時計画ができた当時のままの文言かと思っておりますが、いずれも当町の強みの一つでもありますけれども、交通の結節点と申しますか、陸海空全てそろっているというところで、それを生かした新しい展開というのを目指すという、どちらかといえば目標的なことでありまして、では具体的にどうするのかといいますと、ここに書いてある以上の、今のところそれを生かしてどういうことを具体的にやっていくのかということまでは決まっているといえますか、そういうことまではいっていないということでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 10番 (吉村敏文君)</p>	<p>10番。</p> <p>多分そういうことになろうかと思っていたんですが、この文言は合併した当初からずっと同じなんです。何も進展がない。こういう文章は最初だけあるわけですよ。新しい展開を目指すとかそういう文言はうたいます。だけど、じゃあ実際にどうやるんだというイメージ的なもの、目標的なもの、一切出てこない。また今回もそうです。私は、こればかりやってたって何も進まないと思いますよ。イオンだって来ているわけです。それから工業団地もいっぱい。地元で働くところが少ない。若い人たちは出ていく。就業する場所</p>

<p>答弁</p>	<p>西舘議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>がない。そういうのは前からじゃないですか。前から言われているのにまたこの文言でしょう。私から言わせれば、やる気がないんですよ、これ。文言だけ並べたって物事は進みませんよ。ちゃんと目標設定をして、それに向かって行動を起こしていかなかったら物事は達成しないんですよ、文章を書いていっても実現はしないわけですから。私は、こういうものを思っているのであれば、町として、町長もいらっしゃいますけれども、じゃあどうするんだと、どういうものをイメージしてそちらの方向に進むんだというものを示していかないと何年たってもこれ同じですよ、文章は。文章を書いただけで何も進まないでしょう。現実、何も動いてないわけだから、合併してから。現実、何かどういうふうに大きく動いた部分ありますか、私、ないと思いますけれども。その辺のところについては、町長、もし考えがあったらお聞きしたいと思います。</p> <p>町長。</p> <p>今の大変厳しいご指摘がありましたけれども、合併して15年になりますけれども、私はそれなりに町は変わっているのではないかなという気がしております。と申しますのは、まずもって日々新しい家が建っていますし、それ相応に亡くなる人もあるんですけども、入ってくる方々もいるということ、町は常に動いているなという気がしております。</p> <p>また、先ほど吉村議員がおっしゃいました産業部門でいいますと、農家の場合は農地中間管理機構とかっていうことで、今までは3町歩5町歩あれば大農家だといったのが今は15、20町歩の稲作農家であれば30町歩40町歩と規模拡大しているわけですね。15年前は想定してなかったように、1次産業は規模拡大に向かっているし、また北部地区に行きますとハッピードラッグですか、あるいはマエダ、そして今またトライアルですか、そういう部分でいろいろな事業主が増えていますし、またニッポンハムを見ますと「人が足りない。町長、何とかしてくれ」というから私も自分なりのアイデアは出していますけれども。ただ、高校生終わった人、大学終わった人たちはどういうわけか地元には、都会に憧れるか、にぎやかさがいいのか分かりませんが、来てくれないんですけども、ニッポンハムも規模拡大しているし、これからも多分拡大するでしょう。</p>
-----------	-----------------------------------	---

質疑		<p>そういう部分でも、事業そのもの、産業そのものは動いています。新たに工業団地なり商業団地を造らなくても町はそれなりに発展していると思っていますので、ご指摘の部分は甘んじて受けまされども、私はそれなりにおいらせ町は発展しているのではないかなという気がしていますし、また職員たちも一生懸命いろいろな部分でアイデアを出し合って頑張っていますので、議員の方々も温かく見守り、アイデアを出してくださって、応援してくだされば大変ありがたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	10番。
	10番 (吉村敏文君)	<p>ありがとうございます。そういう認識、それはそれで私は認めます、確かに。</p> <p>ただ、私が一番危惧しているのは、今言ったように若い人たちがここに定住しない傾向があります。聞いてみるとやはり働くところがないんだという形であります。</p> <p>私、昔のことを言えばちょっと変なんですけど、私も若いときここから一回離れた人間であります、高校を終わって東京に行きましたから。そうなったときに、田舎に帰って、やはり田舎がいいなと思いき直して帰ってきた人間であります。だから、私は今の若い人たちも、多分出ていったとしても帰ってこれるような、帰りたいなというまちづくり、そういうところで働く場所もあるしという町になってほしいがために私今言っているわけなんです。私もそういう経験をした一人でございますので、その観点に立っての話でございますので、今現在がどうのこうの、進んでないとかそういうんじゃないで、若い人たちは多分出るでしょう、都会に憧れますから。そうしたときに、向こうへ行って5年10年と住んだときに、ああやはり田舎がいいなと、田舎に住もうという町、そういうものになってもらいたいから私は今言っているわけなんですけど、分かりました、町長がそういう思いであれば。ただ、私もそういう思いで話をしましたので、批判するんじゃないで、そういう前向きでいきたいと思いたしたので、申し上げた次第でございます。</p>
西館議長	政策推進課長。	

<p>答弁</p>	<p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p>	<p>今回ご提案をいたしました新町建設計画につきましては、平成18年に旧百石町、旧下田町が合併するときに、その合併後のまちづくりを定めるということでつくった、15年前に策定した計画でございます。合併後につきましては、町の新しい総合計画を策定して、その総合計画に従って実施計画という形で今進んでおります。</p> <p>そういう意味で、今回も5年間の延長というところを中心に、数値の入替え等はしたものの、全体的な計画の中身については当時のままのものがそのまま来ているということで、その関係もございまして、確かに議員の皆様がご指摘するように、現在の町の状況と合っていないとか、そういう記述もたくさんあるかと思いますが、そういう事情で最低限の修正を加えたというところでご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>また、若い人が定住しないとか働くところがないということに関しては、確かにご指摘のこともあると思っておりますので、今後は地方創生の取組を進めながら、若い人たちの定住あるいは帰ってきたい町というものに向かって事業等を展開していければと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第16号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第22、議案第17号、財産の無償譲渡についてを議題いたします。</p>
-----------	---	--

<p>当局の説明</p>	<p>農林水産課長 (三村俊介君)</p> <p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p>	<p>当局の説明を求めます。</p> <p>農林水産課長。</p> <p>それでは、議案第17号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の114ページをお開きください。</p> <p>本案は、東日本大震災後に独立行政法人中小企業基盤整備機構から町が無償で譲渡を受けた百石漁港漁具施設倉庫等について、百石町漁業協同組合へ無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものであります。</p> <p>無償譲渡する倉庫等の概要につきましては、議員全員協議会においてもご説明いたしましたが、表に記載のとおりとなっております。</p> <p>百石町漁業協同組合へ譲渡することで、倉庫の所有者と使用者が同一となり、水産業振興のため、漁業者の施設として引き続き使用されることとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第17号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第23、議案第18号、町道の路線認定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
--------------	--	---

<p>当局の説明</p>	<p>地域整備課長 (泉山裕一君)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p>	<p>それでは、議案第18号についてご説明申し上げます。 議案書115ページ、116ページをご覧ください。 本案は、町道整備事業等により整備された鶉久保地区20号支線外2路線、合計延長269メートルの適正な管理を図っていくため、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道として認定するため提案するものであります。 なお、路線認定の路線図は、添付参考資料の120ページ、121ページに記載しております。 以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 **なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。 **なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第18号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第24、議案第19号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>総務課長 (西館道幸君)</p>	<p>それでは、議案第19号についてご説明いたします。 議案書の117ページ、118ページをご覧ください。 本案は、十和田地区環境整備事務組合が令和3年3月31日をも</p>

		<p>って解散することに伴い、青森県市町村職員手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものであります。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	西館議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	西館議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第19号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	西館議長	<p>日程第25、議案第20号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
当局の説明	<p>総務課長</p> <p>(西館道幸君)</p>	<p>それでは、議案第20号についてご説明いたします。</p> <p>議案書の119ページ、120ページをご覧ください。</p> <p>本案は、十和田地区環境整備事務組合が令和3年3月31日をもって解散すること及び規約の所要の整理を行うことに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必</p>

		<p>要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものであります。</p> <p>なお、この規約につきましては、令和3年4月1日から施行するものであります。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	説明が終わりました。
	(議員席)	これから質疑を行います。
	西館議長	質疑ございませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。
	(議員席)	これから討論を行います。
	西館議長	初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	なしと認め、討論を終わります。
	(議員席)	これから議案第20号について採決をいたします。
	西館議長	本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	お諮りします。
	(議員席)	本会議における本日の議案審議については、議案第20号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更についてまでとし、議案第21号、令和2年度おいらせ町一般会計補正予算(第11号)についてからの審議は明日引き続き行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	西館議長	異議なしと認めます。
		よって、本会議の議案の審議はそのように取り扱うことに決しました。
日程終了の	西館議長	これで本日の会議を閉じます。

告知 次回日程の 報告	西館議長	明日の本会議は、引き続き本会議場において午前10時から議案の審議を行います。
延会宣告	西館議長	<p>本日の本会議はこれで延会とします。</p> <p style="text-align: right;">(延会時刻 午後4時47分)</p>
	事務局長 (赤坂千敏君)	<p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p>